

長崎県五島海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第1号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 曾根郷 津和崎郷 立串郷 小串郷 地先	1 北緯33度2分17秒,東経129度4分54秒 2 北緯33度2分45秒,東経129度4分54秒 3 北緯33度3分30秒,東経129度4分34秒 4 北緯33度4分26秒,東経129度3分47秒 5 北緯33度6分17秒,東経129度5分51秒 6 北緯33度7分46秒,東経129度5分43秒 7 北緯33度9分51秒,東経129度6分46秒 8 北緯33度9分40秒,東経129度7分5秒 9 北緯33度9分46秒,東経129度7分27秒 10 北緯33度9分30秒,東経129度7分58秒 11 北緯33度8分39秒,東経129度8分22秒 12 北緯33度4分43秒,東経129度7分59秒 13 北緯33度3分49秒,東経129度6分51秒 14 北緯33度2分4秒,東経129度5分32秒 15 北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒 イ 北緯33度3分2秒,東経129度4分5秒 ロ 北緯33度3分30秒,東経129度4分14秒 ハ 北緯33度6分16秒,東経129度5分13秒 ニ 北緯33度7分46秒,東経129度5分23秒 ホ 北緯33度9分51秒,東経129度5分48秒 ヘ 北緯33度10分24秒,東経129度6分46秒 ト 北緯33度9分43秒,東経129度7分16秒 チ 北緯33度8分57秒,東経129度7分58秒 リ 北緯33度8分55秒,東経129度8分22秒 ヌ 北緯33度8分39秒,東経129度8分41秒 ル 北緯33度4分43秒,東経129度8分38秒 ヲ 北緯33度3分49秒,東経129度7分29秒 ワ 北緯33度2分2秒,東経129度7分28秒	次の1、イ、ロ、4、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町曾根郷と同郡同町奈摩郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町網上郷矢堅崎北端 3 同郡同町曾根郷曾根崎 4 同郡同町同郷さヶ瀬西端 5 同郡同町同郷ひしゃヶ鼻 6 同郡同町津和崎郷黒瀬鼻突端 7 同郡同町同郷津和崎鼻突端 8 同郡同町同郷津和崎北東端 9 北松浦郡小値賀町野崎郷野崎島ベン石 10 同郡同町同郷野崎島一ツ瀬頂上 11 南松浦郡新上五島町津和崎郷丹瀬頂上 12 同郡同町立串郷電ヶ瀬東端 13 同郡同町同郷立串郷東端 14 同郡同町小串郷鵜の瀬 15 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 イ 2から0度500メートルのところ ロ 3から270度500メートルのところ ハ 5から270度1,000メートルのところ ニ 6から270度500メートルのところ ホ 7から270度1,500メートルのところ ヘ 7から0度1,000メートルのところ ト 8と9を結ぶ直線の中央のところ チ 10から180度1,000メートルのところ リ 11から0度500メートルのところ ヌ 11から90度500メートルのところ ル 12から90度1,000メートルのところ ヲ 13から90度1,000メートルのところ ワ 14と15を結ぶ直線上14から3,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 曾根郷 津和崎郷 立串郷 小串郷	
五共第2号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 似首郷 丸尾郷 櫻津郷 浦桑郷 地先	1 北緯33度2分4秒,東経129度5分32秒 2 北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒 3 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 4 北緯32度59分48秒,東経129度6分8秒 5 北緯32度59分42秒,東経129度6分2秒 6 北緯32度59分40秒,東経129度6分4秒 7 北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒 8 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 イ 北緯33度2分2秒,東経129度7分28秒 ロ 北緯33度0分41秒,東経129度7分5秒 ハ 北緯32度59分58秒,東経129度6分35秒 ニ 北緯32度59分51秒,東経129度6分26秒 ホ 北緯32度59分56秒,東経129度6分17秒 ヘ 北緯32度59分48秒,東経129度6分9秒 ト 北緯32度59分40秒,東経129度6分3秒 チ 北緯32度59分18秒,東経129度5分39秒	次の1、イ、ロ、3、8、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ各直線、ト、チ、ワの各点を順次結んだ各直線、ヘからトに至る竹ノ子島の東側最低低潮時海岸線から距離12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小串郷鵜の瀬 2 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同郡同町継子瀬頂上 4 同郡同町櫻津郷竹ノ子島白岩 5 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎 6 同郡同町同郷竹ノ子島南端石碑 7 同郡同町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 8 同郡同町継子瀬南岸標識イ 1と2を結んだ直線上1から3,000メートルのところ ロ 4から3を見通した直線の延長線上3から1,500メートルのところ ハ 8から8と4を結んだ直線に垂直に下した線と7と2とを結んだ直線とが交わるところ ニ 7と2を結んだ直線上ハから南西に318メートルのところ ホ 4と3を結んだ直線上4から318メートルのところ ヘ 4と3を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ト 6とチを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ チ 5から220度の線と7と2を結んだ直線とが交	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 似首郷 丸尾郷 櫻津郷 浦桑郷	
五共第3号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 継子瀬 地先	1 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 2 北緯32度59分48秒,東経129度6分8秒 3 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 イ 北緯33度0分6秒,東経129度6分28秒 ロ 北緯33度0分4秒,東経129度6分28秒	次の1とイ、3とロの2直線によって挟まれた有川町継子瀬東側海域のうち1を中心とする半径36.4メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町継子瀬頂上 2 同郡同町竹ノ子島白岩 3 同郡同町継子瀬南岸標識 イ 2と1を結んだ直線の延長線上1から北方へ36.4メートルのところ ロ 3から3と2とを結んだ直線に垂直に下した直線上1から36.4メートルのところ	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河源郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東串ノ浦郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第4号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 茂串郷 蛤郷 七目郷 地先	1 北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒 2 北緯32度59分40秒,東経129度6分4秒 3 北緯32度59分42秒,東経129度6分2秒 4 北緯32度59分56秒,東経129度6分17秒 5 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 6 北緯33度0分11秒,東経129度8分40秒 7 北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒 8 北緯32度59分4秒,東経129度6分42秒 9 北緯32度59分14秒,東経129度6分39秒 イ 北緯32度59分18秒,東経129度5分39秒 ロ 北緯32度59分40秒,東経129度6分3秒 ハ 北緯32度59分48秒,東経129度6分9秒 ニ 北緯32度59分48秒,東経129度6分8秒 ホ 北緯32度59分51秒,東経129度6分26秒 ヘ 北緯32度59分58秒,東経129度6分35秒 テ 北緯33度1分8秒,東経129度8分15秒 リ 北緯32度59分13秒,東経129度6分35秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んだ各直線、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、6の各点を順次結んだ各直線、ロ、ハの新上五島町榎津郷竹ノ子島東側最低低潮時海岸線から距岸12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の8、チ、リ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 南松浦郡新上五島町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町榎津郷竹ノ子島南端石碑 3 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎 4 同郡同町同郷竹ノ子島白岩 5 同郡同町継子瀬頂上 6 同郡同町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 7 同郡同町赤尾郷野家中島西端上の鼻 8 同郡同町有川港新築立地岸壁西角 9 同郡同町有川港埠頭フェリー岸壁標識(岸壁西端から16メートルのところ) イ 1と7を結んだ直線と3から220度の直線とが交わる ロ 2とイを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ハ 4と5を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ニ 4と5を結んだ直線上4から318メートルのところ ホ 1と7を結んだ直線上へへ318メートルのところ ヘ 5から5と4を結んだ直線に垂直に下した直線と1と7を結んだ直線とが交わる ト 1と7を結んだ直線と6から340度の直線とが交わる	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	
五共第5号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 地先	1 北緯33度0分11秒,東経129度8分40秒 2 北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒 3 北緯33度2分4秒,東経129度9分43秒 4 北緯33度1分5秒,東経129度11分46秒 5 北緯33度0分29秒,東経129度11分48秒 6 北緯32度58分15秒,東経129度10分51秒 7 北緯32度58分3秒,東経129度5分17秒 8 北緯32度59分56秒,東経129度13分19秒 イ 北緯33度1分8秒,東経129度8分15秒 ロ 北緯33度2分1秒,東経129度8分33秒 ハ 北緯33度2分53秒,東経129度9分42秒 ニ 北緯33度1分30秒,東経129度12分10秒 ホ 北緯33度0分16秒,東経129度12分23秒 ヘ 北緯32度57分32秒,東経129度11分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町野家中島西端上の鼻 3 同郡同町野家中島北東トビ瀬 4 同郡同町友住郷頭島北東端 5 同郡同町同郷頭島石切鼻 6 同郡同町太田郷となえ崎標識 7 同郡同町七目郷と同郡同町浦桑郷との最高高潮時海岸線における境界 8 西海市崎戸町平島相崎の鼻 イ 1から340度の直線と7と2を結んだ直線とが交わる ロ 2から270度1,500メートルのところ ハ 3から0度1,500メートルのところ ニ 4から40度1,000メートルのところ ホ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ ヘ 6から146度30分1,600メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	
五共第7号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 太田郷 地先	1 北緯32度58分15秒,東経129度10分51秒 2 北緯32度56分14秒,東経129度8分17秒 イ 北緯32度57分32秒,東経129度11分25秒 ロ 北緯32度55分9秒,東経129度8分17秒	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第8号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 鯛之浦郷 東神ノ浦郷 地先	1 北緯32度56分14秒,東経129度8分17秒 2 北緯32度54分12秒,東経129度5分43秒 イ 北緯32度55分9秒,東経129度8分17秒 ロ 北緯32度53分57秒,東経129度6分17秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町太田郷と同郡同町阿瀬津郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町東神ノ浦郷と同郡同町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から118度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	
五共第9号	浜串漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 浜串 地先	1 北緯32度54分12秒,東経129度5分43秒 2 北緯32度53分26秒,東経129度5分33秒 イ 北緯32度53分57秒,東経129度6分17秒 ロ 北緯32度53分26秒,東経129度6分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷と同郡同町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻 イ 1から118度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,650メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷	
五共第10号	浜串漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 宇杉ノ本 崎小路 崎山 須崎 地先	1 北緯32度53分26秒,東経129度5分33秒 2 北緯32度52分57秒,東経129度6分20秒 3 北緯32度51分35秒,東経129度5分60秒 イ 北緯32度53分26秒,東経129度6分36秒 ロ 北緯32度52分57秒,東経129度6分58秒 ハ 北緯32度51分35秒,東経129度6分28秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻 2 同郡同町同郷見附島沖ノ島南端 3 同郡同町同郷帆針崎南東端 イ 1から90度1,650メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 3から90度750メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷	
五共第11号	浜串漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 福見 奈良尾郷 地先	1 北緯32度51分35秒,東経129度5分60秒 2 北緯32度51分19秒,東経129度5分43秒 3 北緯32度51分41秒,東経129度4分32秒 4 北緯32度48分47秒,東経129度3分50秒 5 北緯32度49分7秒,東経129度3分12秒 イ 北緯32度51分35秒,東経129度6分28秒 ロ 北緯32度51分19秒,東経129度6分21秒 ハ 北緯32度50分46秒,東経129度5分43秒 ニ 北緯32度51分8秒,東経129度4分36秒 ホ 北緯32度48分47秒,東経129度4分9秒 ヘ 北緯32度48分31秒,東経129度3分50秒 ト 北緯32度48分35秒,東経129度3分12秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷帆針崎南東端 2 同郡同町同郷福見東端トビ瀬 3 同郡同町同郷と同郡同町奈良尾郷との最高高潮時海岸線における境界 4 同郡同町奈良尾郷佐尾鼻南端 5 同郡同町同郷と同郡同町桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から90度750メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から180度1,000メートルのところ ニ 3から175度1,000メートルのところ ホ 4から90度500メートルのところ ヘ 4から180度500メートルのところ ト 5から180度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) とさかのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第12号	若松町中央漁業協同組合 外1名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷 地先	1 北緯32度49分7秒,東経129度3分12秒 2 北緯32度49分56秒,東経129度0分6秒 3 北緯32度52分4秒,東経128度59分51秒 4 北緯32度55分11秒,東経129度1分34秒 5 北緯32度55分35秒,東経129度0分40秒 6 北緯32度55分55秒,東経128度59分19秒 7 北緯32度55分48秒,東経128度58分58秒 8 北緯32度56分37秒,東経128度59分0秒 9 北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒 10 北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒 11 北緯32度53分22秒,東経129度1分26秒 12 北緯32度53分14秒,東経129度1分31秒 イ 北緯32度48分35秒,東経129度3分12秒 ロ 北緯32度49分47秒,東経129度0分6秒 ハ 北緯32度51分3秒,東経128度59分25秒 ニ 北緯32度55分54秒,東経129度0分45秒 ホ 北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒 ヘ 北緯32度56分13秒,東経128度58分59秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線、4、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線、及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 南松浦郡新上五島町奈良尾郷と同郡同町桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町若松郷へボ島西端 3 同郡同町同郷と同郡同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 4 同郡同町荒川郷郷ノ首と同郡同町道土井郷大串崎との最高高潮時海岸線における境界(大串崎側) 5 同郡同町西神ノ浦郷ツル瀬鼻 6 同郡同町同郷と同郡同町榑ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界 7 同郡同町榑ノ浦郷一ツ瀬頂上 8 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ鼻 9 同郡同町同郷榑ノ木山下標識(同郡同町同郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界から西方海岸沿いに129メートルのところ) 10 同郡同町道土井郷黒崎西端 11 同郡同町若松郷一本松標識A号 12 同郡同町同郷カノ浦標識B号 イ 1から180度1,000メートルのところ ロ 2から180度300メートルのところ ハ 3から200度2,000メートルのところ ニ 5と10を結んだ直線の中央のところ ホ 9から215度1,975メートルのところ ヘ 7と8を結んだ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷	
五共第13号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 地先	1 北緯32度55分58秒,東経129度1分57秒 2 北緯32度56分14秒,東経129度2分18秒	次の1と2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(赤崎側) 2 同郡同町今里郷赤崎標識	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひとえぐさ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿之浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部土井の浦を除く)	
五共第14号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 地先	1 北緯32度56分14秒,東経129度2分18秒 2 北緯32度55分58秒,東経129度1分57秒 3 北緯32度55分11秒,東経129度1分34秒 4 北緯32度55分35秒,東経129度0分40秒 5 北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒 6 北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒 7 北緯32度56分50秒,東経129度1分2秒 イ 北緯32度55分54秒,東経129度0分45秒 ロ 北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒 ハ 北緯32度56分44秒,東経129度0分53秒	次の3、イ、ロ、ハ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 南松浦郡新上五島町今里郷赤崎標識 2 同郡同町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(赤崎側) 3 同郡同町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(大串崎側) 4 同郡同町西神ノ浦郷ツル瀬鼻 5 同郡同町道土井郷黒崎西端 6 同郡同町飯ノ瀬戸郷榑ノ木山下標識(7から西方海岸沿いに129メートルのところ) 7 同郡同町道土井郷と同郡同町飯ノ瀬戸郷との最高高潮時海岸線における境界 イ 4と5を結んだ直線の中央のところ ロ 6から215度1,975メートルのところ ハ 7から230度300メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五共第15号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 地先	1 北緯32度56分50秒,東経129度1分2秒 2 北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒 3 北緯32度56分37秒,東経128度59分0秒 4 北緯32度56分54秒,東経128度58分35秒 5 北緯32度57分38秒,東経128度58分48秒 6 北緯32度58分1秒,東経128度59分55秒 7 北緯32度55分60秒,東経128度57分47秒 8 北緯32度55分48秒,東経128度58分58秒 イ 北緯32度56分44秒,東経129度0分53秒 ロ 北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒 ハ 北緯32度56分13秒,東経128度58分59秒 ニ 北緯32度56分27秒,東経128度58分11秒 ホ 北緯32度57分38秒,東経128度58分9秒 ヘ 北緯32度58分32秒,東経128度59分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町飯ノ瀬戸郷榑ノ木山下標識(1から西方海岸沿いに129メートルのところ) 3 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ島南端 4 同郡同町同郷串島北西端 5 同郡同町同郷串島北西端 6 同郡同町同郷と同郡同町浜ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界(大石標識) 7 同郡同町日島郷ヒゼン瀬頂上 8 同郡同町榑ノ浦郷一ツ瀬頂上 イ 1から230度300メートルのところ ロ 2から215度1,975メートルのところ ハ 3と8を結んだ直線の中央のところ ニ 4と7を結んだ直線の中央のところ ホ 5から270度1,000メートルのところ ヘ 6から310度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第25号	五島ふくえ漁業協同組合 外1名	長崎県 五島市 赤島町 地先	1 北緯32度36分17秒,東経128度55分26秒 2 北緯32度35分42秒,東経128度54分24秒 3 北緯32度35分11秒,東経128度53分49秒 4 北緯32度35分20秒,東経128度55分48秒 5 北緯32度35分38秒,東経128度55分54秒 イ 北緯32度36分49秒,東経128度55分26秒 ロ 北緯32度36分46秒,東経128度54分23秒 ハ 北緯32度35分11秒,東経128度53分10秒 ニ 北緯32度34分49秒,東経128度53分49秒 ホ 北緯32度34分48秒,東経128度55分48秒 ヘ 北緯32度35分39秒,東経128度56分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んで イに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲 まれた区域 1 五島市赤島町鼻瀬北端 2 同市同町小板部島北端 3 同市同町大板部島大浦鼻西端 4 同市同町沖瀬南端 5 同市同町南崎北端 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度2,000メートルのところ ハ 3から270度1,000メートルのところ ニ 3から180度700メートルのところ ホ 4から180度1,000メートルのところ ヘ 5から90度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	団体	五島市 赤島町	
五共第33号	五島ふくえ漁業協同組合 外1名	長崎県 五島市 男女群島 地先	1 北緯31度58分2秒,東経128度21分3秒 2 北緯32度0分15秒,東経128度20分38秒 3 北緯32度3分33秒,東経128度23分38秒 4 北緯32度3分5秒,東経128度25分3秒 5 北緯32度2分14秒,東経128度24分18秒 イ 北緯31度58分2秒,東経128度21分22秒 ロ 北緯31度57分50秒,東経128度21分17秒 ハ 北緯31度57分45秒,東経128度21分4秒 ニ 北緯31度57分50秒,東経128度20分50秒 ホ 北緯31度58分1秒,東経128度20分44秒 ヘ 北緯32度0分15秒,東経128度20分19秒 ト 北緯32度0分26秒,東経128度20分24秒 チ 北緯32度0分31秒,東経128度20分38秒 リ 北緯32度3分33秒,東経128度23分19秒 ヌ 北緯32度3分44秒,東経128度23分25秒 ル 北緯32度3分49秒,東経128度23分38秒 ヲ 北緯32度3分17秒,東経128度25分17秒 ワ 北緯32度3分5秒,東経128度25分22秒 カ 北緯32度2分3秒,東経128度24分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、 ヲ、フ、カの各点を順次結んでイに至る各直線と 最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市男女群島板瀬頂上 2 同市男女群島東風治鼻 3 同市男女群島赤瀬頂上 4 同市男女群島馬丁岩頂上 5 同市男女群島真浦立神崎 イ 1から90度500メートルのところ ロ 1から135度500メートルのところ ハ 1から180度500メートルのところ ニ 1から225度500メートルのところ ホ 1から270度500メートルのところ ヘ 2から270度500メートルところ ト 2から315度500メートルのところ チ 2から0度500メートルのところ リ 3から270度500メートルのところ ヌ 3から315度500メートルのところ ル 3から0度500メートルのところ ヲ 4から45度500メートルのところ ワ 4から90度500メートルのところ カ 5から135度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) とこぶし漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	団体	五島市 野々切町 宇大坪 小泊町 浜町 増田町 黄島町 富江町	
五共第27号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 富江町 地先	1 北緯32度38分35秒,東経128度46分7秒 2 北緯32度38分12秒,東経128度49分7秒 3 北緯32度36分19秒,東経128度50分22秒 4 北緯32度35分43秒,東経128度50分25秒 5 北緯32度34分26秒,東経128度46分18秒 6 北緯32度34分29秒,東経128度43分54秒 7 北緯32度35分5秒,東経128度39分35秒 8 北緯32度36分28秒,東経128度40分8秒 イ 北緯32度38分12秒,東経128度46分33秒 ロ 北緯32度37分7秒,東経128度49分50秒 ハ 北緯32度36分19秒,東経128度51分1秒 ニ 北緯32度35分44秒,東経128度51分3秒 ホ 北緯32度33分54秒,東経128度46分19秒 ヘ 北緯32度33分56秒,東経128度43分54秒 ト 北緯32度35分5秒,東経128度40分33秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、8の各点を順 次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲 まれた区域 1 五島市富江町と同市増田町との最高高潮時 海岸線における境界 2 同市小泊町カスラカスラ鼻南西端 3 同市富江町黒島カレホコ鼻東端 4 同市同町黒島ビシャゴ鼻標識 5 同市同町岳笠山崎南端 6 同市同町黒瀬鰐瀬頂上 7 同市玉之浦町大室小美郎島南端 8 同市玉之浦町と同市富江町との最高高潮時 海岸線における境界 イ 1から136度1,000メートルのところ ロ 3と2を結んだ直線5から1,700メートルのと ころ ハ 3から90度1,000メートルのところ ニ 4から90度1,000メートルのところ ホ 5から180度1,000メートルのところ ヘ 6から180度1,000メートルのところ ト 7から90度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚底刺網漁業 雑魚敷網漁業 きびな固定式刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月21日から5月20日まで 7月1日から3月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	団体	五島市 富江町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五共第28号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 地先	1 北緯32度36分28秒,東経128度40分8秒 2 北緯32度35分5秒,東経128度39分35秒 3 北緯32度35分33秒,東経128度38分27秒 4 北緯32度36分47秒,東経128度35分59秒 5 北緯32度38分49秒,東経128度36分42秒 6 北緯32度42分26秒,東経128度39分38秒 7 北緯32度42分46秒,東経128度36分4秒 イ 北緯32度35分5秒,東経128度40分33秒 ロ 北緯32度34分33秒,東経128度39分36秒 ハ 北緯32度35分1秒,東経128度38分27秒 ニ 北緯32度36分33秒,東経128度35分25秒 ホ 北緯32度38分49秒,東経128度36分4秒 ヘ 北緯32度42分34秒,東経128度38分21秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町と同市富江町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 3 同市同町大宝力尾力尾島南端 4 同市同町玉之浦大瀬崎灯台 5 同市同町玉之浦鯨ノ鼻北西端 6 同市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸線における境界 7 同市三井楽町嵯峨島鯨崎突端 イ 2から90度1,500メートルのところ ロ 2から180度1,000メートルのところ ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 4から245度1,000メートルのところ ホ 5から270度1,000メートルのところ ヘ 6と7を結んだ直線上6から2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業 きびな特網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町	
五共第29号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 地先	1 北緯32度35分5秒,東経128度39分35秒 イ 北緯32度34分6秒,東経128度38分48秒	次のイを中心とする半径550メートルの円周によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町大宝小美郎島南端 イ 1から214度50分2,180メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 9月1日から2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 大宝	
五共第30号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 三井楽町 地先	1 北緯32度42分26秒,東経128度39分38秒 2 北緯32度42分46秒,東経128度36分4秒 3 北緯32度42分47秒,東経128度35分29秒 4 北緯32度43分30秒,東経128度35分26秒 5 北緯32度44分26秒,東経128度36分23秒 6 北緯32度45分39秒,東経128度38分25秒 7 北緯32度47分49秒,東経128度40分10秒 8 北緯32度45分56秒,東経128度41分51秒 9 北緯32度45分44秒,東経128度41分57秒 10 北緯32度44分56秒,東経128度41分52秒 11 北緯32度44分20秒,東経128度42分0秒 12 北緯32度44分54秒,東経128度42分27秒 イ 北緯32度42分43秒,東経128度36分43秒 ロ 北緯32度42分14秒,東経128度36分5秒 ハ 北緯32度42分14秒,東経128度35分29秒 ニ 北緯32度42分47秒,東経128度34分50秒 ホ 北緯32度43分30秒,東経128度34分47秒 ヘ 北緯32度44分58秒,東経128度36分23秒 ト 北緯32度45分39秒,東経128度37分47秒 チ 北緯32度48分5秒,東経128度40分10秒 リ 北緯32度45分56秒,東経128度42分30秒 ヌ 北緯32度45分44秒,東経128度42分36秒 ル 北緯32度45分21秒,東経128度42分25秒 ヲ 北緯32度44分55秒,東経128度42分9秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、11の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市三井楽町嵯峨島鯨崎突端 3 同市同町嵯峨島南西端 4 同市同町嵯峨島の瀬頂上 5 同市同町嵯峨島瀬頂上 6 同市同町塩水長崎島突端 7 同市同町柏オナ瀬頂上 8 同市同町浜の畔生泊千々見ノ鼻 9 同市同町浜の畔下段場赤瀬頂上 10 同市同町浜の畔浜の畔旧外防波堤起点 11 同市三井楽町と同市岐宿町との最高高潮時海岸線における境界 12 同市岐宿町川原堂浦堂所鼻西端 イ 1と2を結ぶ直線上2から1,000メートルのところ ロ 2から180度1,000メートルのところ ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ ホ 4から270度1,000メートルのところ ヘ 5から0度1,000メートルのところ ト 6から270度1,000メートルのところ チ 7から0度500メートルのところ リ 8から90度1,000メートルのところ ヌ 9から90度1,000メートルのところ ル 9から135度1,000メートルのところ ヲ 10と12を結んだ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市 三井楽町	
五共第31号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 地先	1 北緯32度45分44秒,東経128度41分57秒 2 北緯32度44分56秒,東経128度41分52秒 3 北緯32度44分20秒,東経128度42分0秒 4 北緯32度44分54秒,東経128度42分27秒 5 北緯32度45分10秒,東経128度43分6秒 6 北緯32度46分10秒,東経128度45分18秒 7 北緯32度46分41秒,東経128度46分34秒 8 北緯32度46分52秒,東経128度47分23秒 9 北緯32度45分38秒,東経128度45分43秒 10 北緯32度45分27秒,東経128度45分45秒 イ 北緯32度44分55秒,東経128度42分9秒 ロ 北緯32度45分21秒,東経128度42分25秒 ハ 北緯32度45分42秒,東経128度43分6秒 ニ 北緯32度46分59秒,東経128度45分18秒 ホ 北緯32度46分58秒,東経128度46分34秒 ヘ 北緯32度45分38秒,東経128度45分49秒	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の9、ヘ、10の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 五島市三井楽町浜の畔下段場赤瀬頂上 2 同市同町浜の畔浜の畔旧外防波堤起点 3 同市同町と同市岐宿町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市岐宿町川原堂浦堂所鼻西端 5 同市同町川原堂所仏崎北西端 6 同市同町川務八朗島北端 7 同市同町唐船の浦千島瀬黒崎鼻北西端 8 同市岐宿町唐船の浦と同市戸岐町との最高高潮時海岸線における境界 9 同市岐宿町岐宿町の薬場標識A号 10 同市同町岐宿町の里海岸標識B号 イ 2と4を結んだ直線の中央のところ ロ 1から135度1,000メートルのところ ハ 5から0度1,000メートルのところ ニ 6から0度1,500メートルのところ ホ 7から0度500メートルのところ ヘ 9から90度160メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 おごのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建干網漁業 雑魚底刺網漁業 しらうお四手網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五共第32号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 姫島 地先	1 北緯32度48分37秒,東経128度40分49秒 2 北緯32度48分11秒,東経128度40分55秒 3 北緯32度48分25秒,東経128度40分19秒 イ 北緯32度49分10秒,東経128度40分49秒 ロ 北緯32度48分12秒,東経128度41分33秒 ハ 北緯32度47分39秒,東経128度40分55秒 ニ 北緯32度48分25秒,東経128度39分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町姫島観音崎北端 2 同市同町姫島南東端 3 同市同町姫島牛首ノ鼻西端 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から180度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対共第3号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 鬼崎 地先	1 北緯34度41分54秒,東経129度25分26秒 イ 北緯34度42分26秒,東経129度24分44秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周に よって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町鰐浦鬼崎北端 イ 1から313度1,450メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共第4号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 豊厚崎 地先	1 北緯34度41分40秒,東経129度28分58秒 イ 北緯34度43分54秒,東経129度32分25秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周に よって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町豊厚崎北端 イ 1から52度6,700メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共第5号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 泉舌崎 地先	1 北緯34度40分60秒,東経129度29分40秒 イ 北緯34度40分60秒,東経129度31分30秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周に よって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町泉舌崎東端 イ 1から90度2,800メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共第6号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 五根緒琴 芦見 一重 小鹿 地先	1 北緯34度36分57秒,東経129度26分16秒 2 北緯34度36分52秒,東経129度26分36秒 3 北緯34度37分1秒,東経129度26分38秒 4 北緯34度36分53秒,東経129度26分56秒 5 北緯34度36分58秒,東経129度27分0秒 6 北緯34度36分27秒,東経129度27分11秒 7 北緯34度36分38秒,東経129度27分17秒 8 北緯34度36分33秒,東経129度27分35秒 9 北緯34度36分45秒,東経129度27分27秒 10 北緯34度36分56秒,東経129度28分37秒 11 北緯34度35分36秒,東経129度28分48秒 12 北緯34度34分14秒,東経129度28分32秒 13 北緯34度32分38秒,東経129度27分46秒 14 北緯34度30分48秒,東経129度26分33秒 15 北緯34度29分50秒,東経129度25分16秒 イ 北緯34度36分57秒,東経129度26分37秒 ロ 北緯34度36分56秒,東経129度26分58秒 ハ 北緯34度36分33秒,東経129度27分14秒 ニ 北緯34度36分39秒,東経129度27分31秒 ホ 北緯34度36分42秒,東経129度30分8秒 ヘ 北緯34度35分36秒,東経129度29分47秒 ト 北緯34度34分19秒,東経129度29分31秒 チ 北緯34度32分49秒,東経129度29分6秒 リ 北緯34度30分16秒,東経129度27分40秒 ヌ 北緯34度28分52秒,東経129度25分49秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、15 の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町大増と同市同町舟志との境 界 2 同市同町舟志もちごし鼻北端 3 同市同町大増杵子畑南東端 4 同市同町五根緒やまも崎北東端 5 同市同町大増いのきばたけ西端 6 同市同町五根緒しらがおし鼻北端 7 同市同町大増高崎島南端 8 同市同町五根緒大名人鼻北端 9 同市同町大増観音崎南端 10 同市同町唐舟志鷺ノ首崎東端 11 同市同町五根緒塔ノ鼻東端 12 同市同町琴茂木崎南端 13 同市同町琴浅黄崎東端 14 同市同町小鹿松島頂上 15 同市同町と同市峰町との最高高潮時海岸線 における境界 イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ニ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ホ 10から101度2,350メートルのところ ヘ 11から90度1,500メートルのところ ト 12から84度1,500メートルのところ チ 13から80度2,000メートルのところ リ 14から120度2,000メートルのところ ヌ 15から155度2,000メートルのところ	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 舟志 五根緒 琴 芦見 一重 小鹿	1. 対馬市上対馬町五 根緒塔の鼻東端から90 度の線以北においては なまこを採捕してはなら ない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対共第7号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 琴 芦見 一重 小鹿 地先	1 北緯34度35分36秒,東経129度28分48秒 2 北緯34度34分14秒,東経129度28分32秒 3 北緯34度32分38秒,東経129度27分48秒 4 北緯34度30分48秒,東経129度26分33秒 5 北緯34度29分50秒,東経129度25分16秒 イ 北緯34度35分36秒,東経129度29分47秒 ロ 北緯34度34分19秒,東経129度29分31秒 ハ 北緯34度32分49秒,東経129度29分6秒 ニ 北緯34度30分16秒,東経129度27分40秒 ホ 北緯34度28分52秒,東経129度25分49秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町五根緒塔ノ鼻東端 2 同市同町琴茂木崎南端 3 同市同町琴茂黄崎東端 4 同市同町小鹿島頂上 5 同市同町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から90度1,500メートルのところ ロ 2から84度1,500メートルのところ ハ 3から80度2,000メートルのところ ニ 4から120度2,000メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かご漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 舟志 五根緒 琴 芦見 一重 小鹿	
対共第8号	上対馬南漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志湾 地先	1 北緯34度37分38秒,東経129度28分54秒 2 北緯34度36分56秒,東経129度28分37秒 3 北緯34度35分36秒,東経129度28分48秒 イ 北緯34度37分38秒,東経129度30分13秒 ロ 北緯34度36分42秒,東経129度30分8秒 ハ 北緯34度35分36秒,東経129度29分47秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町富浦鶴ヶ崎南東端 2 同市同町唐舟志堂ノ首崎東端 3 同市同町五根緒塔ノ鼻東端 イ 1から90度2,000メートルのところ ロ 2から101度2,350メートルのところ ハ 3から90度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚敷網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜久須 大增 舟志 五根緒	
対共第9号	峰町東部漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 東岸 地先	1 北緯34度29分50秒,東経129度25分16秒 2 北緯34度24分46秒,東経129度23分57秒 3 北緯34度25分26秒,東経129度22分59秒 4 北緯34度25分50秒,東経129度22分12秒 5 北緯34度25分54秒,東経129度22分6秒 6 北緯34度26分3秒,東経129度21分52秒 イ 北緯34度28分52秒,東経129度25分49秒 ロ 北緯34度25分13秒,東経129度24分19秒 ハ 北緯34度25分22秒,東経129度22分59秒 ニ 北緯34度25分53秒,東経129度22分4秒 ホ 北緯34度26分2秒,東経129度21分57秒	次の1、イ、ロ、ハ、4、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 3 同市峰町櫛銭島頂上 4 同市同町櫛立石 5 同市同町櫛えびす崎南端 6 同市同町と同市豊玉町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から155度2,000メートルのところ ロ 2から34度1,000メートルのところ ハ 3から180度100メートルのところ ニ 5から220度60メートルのところ ホ 6から102度130メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 志多賀 佐賀 櫛	
対共第10号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 東岸 地先	1 北緯34度26分3秒,東経129度21分52秒 2 北緯34度25分54秒,東経129度22分6秒 3 北緯34度25分50秒,東経129度22分12秒 4 北緯34度25分26秒,東経129度22分59秒 5 北緯34度24分46秒,東経129度23分57秒 6 北緯34度22分46秒,東経129度22分51秒 イ 北緯34度26分2秒,東経129度21分57秒 ロ 北緯34度25分53秒,東経129度22分4秒 ハ 北緯34度25分22秒,東経129度22分59秒 ニ 北緯34度25分13秒,東経129度24分19秒 ホ 北緯34度22分46秒,東経129度24分29秒	次の1、イ、ロ、3、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町と同市豊玉町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市峰町櫛えびす崎南端 3 同市同町櫛立石 4 同市同町櫛銭島頂上 5 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 6 同市同町塩浜白子崎東端 イ 1から102度130メートルのところ ロ 2から220度60メートルのところ ハ 4から180度100メートルのところ ニ 5から34度1,000メートルのところ ホ 6から90度2,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 鍵川 曾 千尋藻	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対共第12号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町糸瀬 美津島町 濃部 大山 地先	1 北緯34度20分59秒,東経129度19分24秒 2 北緯34度20分57秒,東経129度19分21秒 3 北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒 4 北緯34度20分11秒,東経129度19分35秒 5 北緯34度18分43秒,東経129度20分5秒 6 北緯34度18分43秒,東経129度20分6秒	次の1と2、3と4、5と6を結ぶ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨甲崎南西端 2 同市同町嵯峨多田島北端 3 同市同町嵯峨多田島南端 4 同市美津島町島山小碓崎北端 5 同市同町大山馬渡西岸標識 6 同市同町大山馬渡東岸標識	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) おこのり漁業 ひとえぐさ漁業 いしまて漁業 かき漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 糸瀬 美津島町 濃部 大山	1. えむしの採捕については豊玉町に位、佐志賀、嵯峨、貝附、加志々、唐洲、廻、貝口、佐保、卯妻に住所を有する豊玉町漁業協同組合員の入漁を拒んではない 2. 美津島町濃部と小船越の境界かみごうえびず鼻から166度30分、63メートルの点同町長崎鼻と多田島の中間のふればん山北鼻の各点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域におけるひとえぐさ、いしまて、たこ漁業に限り美津島町小船越に居住する美津島町漁業協同組合員の入漁を拒んではない 3. 豊玉町桎郷浦におけるひとえぐさの採取については豊玉町嵯峨に居住する豊玉町漁業協同組合組合員の入漁を
対共第26号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 浅茅湾側 地先	1 北緯34度21分22秒,東経129度16分5秒 2 北緯34度20分21秒,東経129度17分14秒 3 北緯34度19分37秒,東経129度16分40秒 4 北緯34度20分27秒,東経129度18分9秒 5 北緯34度20分13秒,東経129度17分52秒 6 北緯34度20分13秒,東経129度18分29秒 7 北緯34度19分51秒,東経129度18分33秒 8 北緯34度20分11秒,東経129度19分35秒 9 北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒 10 北緯34度20分57秒,東経129度19分21秒 11 北緯34度20分59秒,東経129度19分24秒 12 北緯34度21分48秒,東経129度17分5秒 13 北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒 イ 北緯34度20分7秒,東経129度16分13秒 ロ 北緯34度19分59秒,東経129度16分57秒 ハ 北緯34度20分20秒,東経129度18分0秒 ニ 北緯34度20分2秒,東経129度18分31秒 ホ 北緯34度20分21秒,東経129度19分32秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、9を順次結んだ各直線、10と11を結ぶ直線及び12、13を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨と同市同町唐洲との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町貝附一重崎南端 3 同市美津島町屋ヶ浦有間鼻北端 4 同市豊玉町貝附明崎南端 5 同市美津島町島山明瀬鼻北端 6 同市豊玉町貝附貝附崎南端 7 同市美津島町島山福知鼻北端 8 同市同町島山小碓崎北端 9 同市豊玉町嵯峨多田島南端 10 同市同町嵯峨多田島北端 11 同市同町嵯峨甲崎南西端 12 同市同町佐志賀黒島戸しりたて崎東端 13 同市同町佐志賀御前鼻南端 イ 1から175度2.325メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ニ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ホ 8と9を結ぶ直線上8から320メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いしまて漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝附 佐志賀 唐洲のうち旧宇加志々	
対共第28号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 廻 地先	1 北緯34度21分22秒,東経129度16分5秒 2 北緯34度21分27秒,東経129度13分45秒 イ 北緯34度20分7秒,東経129度16分13秒 ロ 北緯34度20分52秒,東経129度12分28秒 ハ 北緯34度21分27秒,東経129度12分47秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨と同市同町唐洲との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町廻たたみ石 イ 1から175度2.325メートルのところ ロ 2から241度30分2.250メートルのところ ハ 2から270度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 唐洲 廻 佐志賀 嵯峨 貝附	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対共第27号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保 地先	1 北緯34度21分48秒,東経129度17分5秒 2 北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒 3 北緯34度23分5秒,東経129度18分37秒 4 北緯34度23分3秒,東経129度18分41秒 5 北緯34度23分2秒,東経129度18分44秒 6 北緯34度23分7秒,東経129度18分42秒 イ 北緯34度23分3秒,東経129度18分32秒 ロ 北緯34度23分1秒,東経129度18分43秒 ハ 北緯34度23分1秒,東経129度18分47秒 ニ 北緯34度23分8秒,東経129度18分44秒	次の1と2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の3、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 対馬市豊玉町佐志賀黒島瀬戸しりたて崎東端 2 同市同町佐志賀御前鼻南端 3 同市同町仁位ハロウ崎西岸標識A(護岸南付根から北方護岸沿いに25メートルのところ) 4 同市同町仁位ハロウ崎護岸標識B(仁位港護岸角から西方護岸沿いに24メートルのところ) 5 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識C(仁位港防波堤付根から北方護岸沿いに26メートルのところ) 6 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識D(護岸排水口から南方護岸沿いに11メートルのところ) イ 3から245度130メートルのところ ロ 4から140度70メートルのところ ハ 5から110度100メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 いしまたえ漁業 かき漁業 にな漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 貝口 佐志賀 仁位 嵯峨 貝鮓
対共第29号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 牛島 地先	1 北緯34度21分23秒,東経129度13分33秒 イ 北緯34度21分17秒,東経129度12分27秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町廻牛島頂上 イ 1から264度1,700メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝鮓
対共第30号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 西岸 地先	1 北緯34度21分27秒,東経129度13分45秒 2 北緯34度25分30秒,東経129度15分54秒 3 北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒 イ 北緯34度21分27秒,東経129度12分47秒 ロ 北緯34度25分54秒,東経129度15分3秒 ハ 北緯34度26分56秒,東経129度15分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町廻たみ石 2 同市同町小網中の島北端 3 同市同町と同市峰町の西岸との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から270度1,500メートルのところ ロ 2から300度1,500メートルのところ ハ 3から277度3,650メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 銘田 小網 志多浦 佐保 貝口 唐洲 廻 卯麦
対共第31号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 いやり崎 地先	1 北緯34度22分1秒,東経129度15分11秒 イ 北緯34度23分2秒,東経129度14分33秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲いやり崎北西端 イ 1から(山見法による)333度の線と対馬市美津島町郷崎山頂第2山目と同市豊玉町廻小松崎見通とが交わる	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲
対共第32号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 西岸 地先	1 北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒 2 北緯34度27分57秒,東経129度16分25秒 3 北緯34度29分37秒,東経129度17分35秒 イ 北緯34度26分56秒,東経129度15分10秒 ロ 北緯34度28分5秒,東経129度15分27秒 ハ 北緯34度29分53秒,東経129度16分39秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町と同市峰町の西岸との最高高潮時海岸線における境界 2 同市峰町木坂嘉崎西端 3 同市同町と同市上県町の西岸との最高高潮時海岸線における境界(又右衛門鼻) イ 1から277度3,650メートルのところ ロ 2から280度1,500メートルのところ ハ 3から290度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 青海 木坂 津柳 狩尾 三根 吉田 賀佐

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対共第18号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 浅瀬地先	Ⅰ 北緯34度5分3秒、東経129度12分51秒 Ⅱ 北緯34度5分3秒、東経129度12分12秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市厳原町神崎灯台 Ⅱ Ⅰから270度1,000メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 7月15日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 久田 尾浦 安軒 久和 内院 浅瀬 豆股 瀬
対共第19号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 豆酸地先	Ⅰ 北緯34度5分3秒、東経129度12分51秒 Ⅱ 北緯34度5分35秒、東経129度9分49秒 Ⅲ 北緯34度5分46秒、東経129度8分48秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市厳原町神崎灯台 Ⅱ 同市同町豆酸崎ミヨウ瀬照射灯副標(旧豆酸崎灯台) Ⅲ ⅠとⅡを見通した直線上2から1,600メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 7月15日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 久田 尾浦 安軒 久和 内院 浅瀬 豆酸 瀬
対共第20号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 久根浜地先	Ⅰ 北緯34度10分4秒、東経129度10分27秒 Ⅱ 北緯34度10分46秒、東経129度9分57秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市厳原町久根浜赤瀬鼻突端構議 Ⅱ Ⅰから329度1,500メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 7月15日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連
対共第21号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 小茂田地先	Ⅰ 北緯34度13分52秒、東経129度11分24秒 Ⅱ 北緯34度13分45秒、東経129度9分50秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市郡厳原町小茂田島崎突端 Ⅱ Ⅰから265度の線と対馬市厳原町豆酸豆酸崎山頂と同市同町豆酸梯格崎見通線が交わるところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 7月15日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連
対共第22号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 阿連地先	Ⅰ 北緯34度16分26秒、東経129度11分39秒 Ⅱ 北緯34度16分17秒、東経129度10分41秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市厳原町阿連阿連崎突端構議 Ⅱ Ⅰから260度1,500メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 7月15日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連
対共第34号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 仁田地先	Ⅰ 北緯34度29分37秒、東経129度17分35秒 Ⅱ 北緯34度34分12秒、東経129度17分16秒 Ⅲ 北緯34度35分46秒、東経129度18分25秒 Ⅳ 北緯34度29分53秒、東経129度16分39秒 Ⅴ 北緯34度33分49秒、東経129度16分2秒 Ⅵ 北緯34度35分55秒、東経129度17分27秒	次のⅠ、Ⅱ、ロ、ハ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市峰町と同市上県町の西岸との最高高潮時海岸線における境界 Ⅱ 同市上県町内の浜田里生崎北端 Ⅲ 同市同町志多留と同市同町佐渡との最高高潮時海岸線における境界 Ⅳ Ⅰから290度1,500メートルのところ Ⅴ Ⅱから250度2,000メートルのところ Ⅵ Ⅲから281度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおりの漁業 あまのり漁業 おおのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとくさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 ところしほ漁業 うなぎ漁業 えもい漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚敷網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 志多留 伊奈 越高 御園 大ヶ浦 鹿見 久原 女連 樫滝
対共第35号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 女連ミツヅロ鼻地先	Ⅰ 北緯34度29分50秒、東経129度17分39秒 Ⅱ 北緯34度30分9秒、東経129度16分24秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 Ⅰ 対馬市上県町女連ミツヅロ鼻煙構議 Ⅱ Ⅰから287度2,000メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対共第36号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 志多留 立石 地先	1 北緯34度33分21秒,東経129度17分43秒 イ 北緯34度32分39秒,東経129度16分43秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市上県町志多留立石 イ 1から230度,2,000メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 犬ヶ浦 御園 桧滝 鹿見 原 水道
対共第37号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 志多留 字刈生 地先	1 北緯34度34分12秒,東経129度17分16秒 2 北緯34度35分28秒,東経129度18分17秒 イ 北緯34度35分41秒,東経129度17分27秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市上県町志多留里生崎 2 同市同町志多留字刈生ウノセ鼻 イ 1から6度の直線と2から287度の直線とが交わる	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 伊奈 志多留 越高
対共第38号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 佐護 地先	1 北緯34度35分46秒,東経129度18分25秒 2 北緯34度38分57秒,東経129度19分20秒 3 北緯34度39分4秒,東経129度19分47秒 4 北緯34度38分49秒,東経129度22分27秒 5 北緯34度40分36秒,東経129度24分31秒 6 北緯34度41分22秒,東経129度24分52秒 7 北緯34度38分29秒,東経129度23分25秒 8 北緯34度38分25秒,東経129度23分30秒 イ 北緯34度35分55秒,東経129度17分27秒 ロ 北緯34度39分22秒,東経129度18分29秒 ハ 北緯34度39分52秒,東経129度19分07秒 ニ 北緯34度39分36秒,東経129度22分17秒 ホ 北緯34度41分22秒,東経129度23分53秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の7、8の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 対馬市上県町志多留と同市同町佐護との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町佐護神崎北端 3 同市同町湊魚瀬北端 4 同市同町佐須奈とろく崎北西端 5 同市上対馬町と同市上県町との最高高潮時海岸線における境界 6 同市上対馬町大浦白浜崎突端 7 同市上県町佐須奈海岸標識A号 8 同市同町佐須奈大地浦外鼻突端 イ 1から281度1,500メートルのところ ロ 2から300度1,500メートルのところ ハ 3から350度1,500メートルのところ ニ 4から350度1,500メートルのところ ホ 6から270度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型置置漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護
対共第39号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 佐護 地先	1 北緯34度38分46秒,東経129度19分15秒 イ 北緯34度37分58秒,東経129度18分6秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市上県町佐護神崎灯台 イ 1から230度2,300メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護
対共第40号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 地先	1 北緯34度38分49秒,東経129度22分27秒 イ 北緯34度40分42秒,東経129度21分11秒	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域 1 対馬市上県町佐須奈とろく崎突端 イ 1から331度4,000メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) ぶり鯛付漁業	(第三種共同漁業) 8月1日から1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第1号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町から 雲仙市 国見町土黒に至る 地先	1 北緯32度57分26秒,東経130度12分12秒 2 北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒 3 北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒 4 北緯32度52分48秒,東経130度18分7秒 5 北緯32度50分53秒,東経130度11分43秒 6 北緯32度51分13秒,東経130度11分20秒 7 北緯32度51分14秒,東経130度11分18秒 8 北緯32度53分41秒,東経130度9分16秒 9 北緯32度53分48秒,東経130度9分13秒 10 北緯32度53分57秒,東経130度9分13秒 11 北緯32度55分39秒,東経130度11分33秒 12 北緯32度55分43秒,東経130度11分39秒 イ 北緯32度57分25秒,東経130度12分14秒 ロ 北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒	次の1とイを結ぶ今里川の中央線及びイ、ロ、4を結ぶ直線、4から5に至る最高高潮時海岸線、5から6に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、6と7を結ぶ直線、7から8に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、8と9を結ぶ直線、9から10に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、10から11に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結ぶ直線の中点を中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻国道207号線護岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 4 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) 5 同市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 6 潮受堤防南部排水門東側南端 7 潮受堤防南部排水門東側北端 8 潮受堤防北部排水門東側南端 9 潮受堤防北部排水門東側北端 10 諫早市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) 11 同市小長井町小川原浦小長井港南防波堤付根 12 同市同町井崎小長井港北防波堤付根 イ 2と3を結ぶ直線2から62メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 うみたけ漁業 かき漁業 さるぼう漁業 たいらぎ漁業 にし漁業 はいがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚底刺網漁業 雑魚もじ網漁業 雑魚手押網漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 いかかご漁業 あなこかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町 国見町 神代 土黒	
南共第2号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 高来町 湯江 金崎 地先	1 北緯32度57分26秒,東経130度12分12秒 2 北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒 3 北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒 4 北緯32度55分44秒,東経130度12分5秒 5 北緯32度54分50秒,東経130度11分2秒 6 北緯32度54分25秒,東経130度9分51秒 7 北緯32度53分57秒,東経130度9分13秒 8 北緯32度53分48秒,東経130度9分13秒 9 北緯32度53分41秒,東経130度9分16秒 10 北緯32度53分40秒,東経130度9分17秒 11 緯32度52分48秒,東経130度18分7秒 12 北緯32度55分39秒,東経130度11分33秒 13 北緯32度55分43秒,東経130度11分39秒 イ 北緯32度57分25秒,東経130度12分14秒 ロ 北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒 ハ 北緯32度56分46秒,東経130度13分5秒 ニ 北緯32度55分32秒,東経130度12分23秒 ホ 北緯32度54分18秒,東経130度11分1秒 ヘ 北緯32度54分11秒,東経130度10分0秒	次の1とイを結ぶ今里川の中央線、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、10の各点を順次結んだ各直線、10から9に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、9と8を結ぶ直線、8から7に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、7から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、12と13を結ぶ直線の中点を中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻、国道207号線護岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 4 諫早市小長井町井崎長瀬海瀬南西端 5 同市同町小川原浦帆崎南端 6 同市同町大峰里長里干拓南東端 7 同市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) 8 潮受堤防北部排水門東側北端 9 潮受堤防北部排水門東側南端 10 潮受堤防外側標識(7から潮受堤防沿いに560メートルのところ) 11 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) 12 諫早市小長井町小川原浦小長井港南防波堤付根 13 同市同町井崎小長井港北防波堤付根 イ 2と3を結ぶ直線2から62メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線2から77メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あげまき漁業 あさり漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第3号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 吾妻町 平江名 地先	1 北緯32度51分5秒,東経130度11分28秒 2 北緯32度50分53秒,東経130度11分43秒 3 北緯32度51分5秒,東経130度11分58秒 4 北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒 5 北緯32度51分57秒,東経130度14分3秒 6 北緯32度52分32秒,東経130度14分36秒 7 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 イ 北緯32度51分16秒,東経130度11分44秒 ロ 北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒 ハ 北緯32度52分8秒,東経130度13分48秒 ニ 北緯32度52分46秒,東経130度14分27秒 ホ 北緯32度52分48秒,東経130度14分36秒 ヘ 北緯32度52分51秒,東経130度15分35秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線、7から2に至る最高高潮時海岸線、2から1に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 潮受堤防外側標識(2から潮受堤防沿いに540メートルのところ) 2 雲仙市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 3 同市同町守山ドンク石 4 同市同町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界 5 同市瑞穂町伊福と同市同町西郷との最高高潮時海岸線における境界 6 同市同町西郷伊古崎突端 7 同市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 イ 3から310度500メートルのところ ロ 4から340度500メートルのところ ハ 5から310度500メートルのところ ニ 6から330度500メートルのところ ホ 6から0度500メートルのところ ヘ 7から0度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南共第4号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 神代 地先	1 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 2 北緯32度52分39秒,東経130度16分59秒 イ 北緯32度52分51秒,東経130度15分35秒 ロ 北緯32度53分11秒,東経130度16分59秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市国見町神代東里名大津鼻南東標識(大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートルのところ) イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひとえぐさ漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 神代	
南共第5号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 土黒 地先	1 北緯32度52分39秒,東経130度16分59秒 2 北緯32度52分43秒,東経130度17分39秒 3 北緯32度52分22秒,東経130度18分36秒 4 北緯32度52分38秒,東経130度18分40秒 5 北緯32度52分36秒,東経130度18分43秒 6 北緯32度52分31秒,東経130度18分43秒 7 北緯32度52分31秒,東経130度18分42秒 イ 北緯32度53分11秒,東経130度16分59秒 ロ 北緯32度53分15秒,東経130度17分39秒 ハ 北緯32度52分43秒,東経130度19分11秒 ニ 北緯32度52分20秒,東経130度18分41秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4と5を結ぶ直線、5から6に至る防波堤、6と7を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 雲仙市国見町神代東里名大津鼻南東標識(大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートルのところ) 2 同市同町土黒尾茂鼻 3 同市同町土黒土黒川河口波止付根 4 同市同町多比良港北防波堤突端 5 同市同町多比良港防波堤(D)北端 6 同市同町多比良港防波堤(D)南端 7 同市同町多比良港南防波堤突端 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度1,000メートルのところ ハ 3から54度1,100メートルのところ ニ 3から125度140メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 土黒	
南共第6号	有明漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	1 北緯32度52分22秒,東経130度18分36秒 2 北緯32度52分0秒,東経130度19分10秒 イ 北緯32度52分20秒,東経130度18分41秒 ロ 北緯32度52分43秒,東経130度19分11秒 ハ 北緯32度52分21秒,東経130度19分39秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市国見町土黒土黒川河口波止付根 2 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から125度140メートルのところ ロ 1から54度1,100メートルのところ ハ 2から50度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 おごのり漁業 てんぐさ漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 かき漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良	
南共第7号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	1 北緯32度52分0秒,東経130度19分10秒 2 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 イ 北緯32度52分21秒,東経130度19分39秒 ロ 北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし湯江川における河川との境界は湯江橋下流端とする 1 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高潮時海岸線における境界 2 島原市有明町湯江と同市同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から50度1,000メートルのところ ロ 2から50度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 かき漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚建干網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 有明町 湯江	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第8号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	1 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 2 北緯32度49分46秒,東経130度21分2秒 イ 北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒 ロ 北緯32度50分2秒,東経130度21分57秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市有明町湯江と同市同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有明町と同市洗切町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から50度1,000メートルのところ ロ 2から70度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業 (第一種共同漁業) あおのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 かき漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東	
南共第9号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 地先	1 北緯32度49分46秒,東経130度21分2秒 2 北緯32度48分56秒,東経130度21分28秒 3 北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒 イ 北緯32度50分7秒,東経130度22分15秒 ロ 北緯32度48分55秒,東経130度22分52秒 ハ 北緯32度48分46秒,東経130度22分20秒 ニ 北緯32度49分7秒,東経130度22分9秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市有明町と同市洗切町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大手原町大手原下標識 3 同市同町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から70度2,000メートルのところ ロ 3から75度2,000メートルのところ ハ 3から75度1,150メートルのところ ニ 2から72度30分1,120メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業 (第一種共同漁業) あおのり漁業 てんぐさ漁業 あさり漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 定置あんこう網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 亀ノ甲町 津吹町 中野町	
南共第10号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 (有明町および洗切町三会町御手水町大手原町を除く) 地先	1 北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒 2 北緯32度46分47秒,東経130度22分54秒 3 北緯32度44分15秒,東経130度22分23秒 4 北緯32度46分10秒,東経130度22分23秒 5 北緯32度46分1秒,東経130度22分30秒 6 北緯32度45分53秒,東経130度22分28秒 7 北緯32度45分53秒,東経130度22分15秒 8 北緯32度44分20秒,東経130度22分27秒 9 北緯32度44分18秒,東経130度22分26秒 イ 北緯32度48分47秒,東経130度22分14秒 ロ 北緯32度46分5秒,東経130度23分53秒 ハ 北緯32度44分6秒,東経130度23分19秒 ニ 北緯32度46分5秒,東経130度22分33秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、水無川における河川との境界は8と9を結んだ直線とする ただし、4、ニ、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結ぶ直線及び4から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 島原市大手原町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市島原灯台 3 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 4 島原市新湊観音島標識(島原港マイナス5メートル岸壁北側基部より半径60メートルの円が観音島海岸と交わるところ) 5 同市新湊口形島北防波堤東突端 6 同市新湊口形島南防波堤東突端 7 同市新湊入江北東方標識(国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所敷地南東端) 8 同市水無川北岸標識 9 同市水無川南岸標識 イ 1から75度1,000メートルのところ ロ 2から130度2,000メートルのところ ハ 3から100度1,500メートルのところ ニ 4から120度の直線と5から30度の直線が交わるところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業 (第一種共同漁業) あまのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 かき漁業 まてがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚建干網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 (有明町および洗切町三会町御手水町大手原町亀ノ甲町津吹町中野町を除く)	
南共第11号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 地先	1 北緯32度44分15秒,東経130度22分23秒 2 北緯32度42分31秒,東経130度20分45秒 イ 北緯32度44分6秒,東経130度23分19秒 ロ 北緯32度42分22秒,東経130度21分22秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 2 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から100度1,500メートルのところ ロ 2から105度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業 (第一種共同漁業) いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 深江町	
南共第12号	布津町漁業協同組合	長崎県 南島原市 布津町 地先	1 北緯32度42分31秒,東経130度20分45秒 2 北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒 3 北緯32度40分19秒,東経130度20分38秒 イ 北緯32度42分22秒,東経130度21分22秒 ロ 北緯32度41分42秒,東経130度22分6秒 ハ 北緯32度41分4秒,東経130度22分4秒 ニ 北緯32度39分33秒,東経130度20分58秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市布津町大崎名大崎鼻東端 3 同市同町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から105度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から140度1,500メートルのところ ニ 3から160度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業 (第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 えむし漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 布津町	1. 南島原市布津町大崎名大崎鼻東端から90度の直線以北の区域においてはたこ漁業(かごを使用するものに限り)及び雑魚かご漁業を行ってはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第13号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 原尾 大苑 石田 地先	1 北緯32度40分19秒,東経130度20分38秒 2 北緯32度39分55秒,東経130度19分21秒 イ 北緯32度39分33秒,東経130度20分58秒 ロ 北緯32度39分9秒,東経130度19分40秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市布津町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から160度1,500メートルのところ ロ 2から160度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田	
南共第14号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川 地先	1 北緯32度39分55秒,東経130度19分21秒 2 北緯32度39分6秒,東経130度18分6秒 イ 北緯32度39分9秒,東経130度19分40秒 ロ 北緯32度38分20秒,東経130度18分25秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有家町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から160度1,500メートルのところ ロ 2から160度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおりの漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 かき漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 えむし漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	
南共第15号	西有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 西有家町 地先	1 北緯32度39分6秒,東経130度18分6秒 2 北緯32度39分9秒,東経130度15分55秒 3 北緯32度39分8秒,東経130度17分40秒 4 北緯32度39分9秒,東経130度17分23秒 イ 北緯32度38分20秒,東経130度18分25秒 ロ 北緯32度38分27秒,東経130度16分23秒 ハ 北緯32度39分2秒,東経130度17分34秒 ニ 北緯32度38分58秒,東経130度17分26秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 南島原市有家町と同市西有家町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市西有家町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市西有家町須川港標識A号 4 同市同町須川港標識B号 イ 1から160度1,500メートルのところ ロ 2から150度1,500メートルのところ ハ 3から220度240メートルのところ ニ 4から166度360メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 まてがい漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町	
南共第16号	西有家町漁業協同組合 外1名	長崎県 南島原市 北有馬町 地先	1 北緯32度39分9秒,東経130度15分55秒 2 北緯32度38分42秒,東経130度15分46秒 イ 北緯32度38分27秒,東経130度16分23秒 ロ 北緯32度37分54秒,東経130度16分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市西有家町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市南有馬町有馬干拓東側標識 イ 1から150度1,500メートルのところ ロ 2から160度1,550メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町 南有馬町	
南共第17号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 南有馬町 地先	1 北緯32度38分42秒,東経130度15分46秒 2 北緯32度38分2秒,東経130度15分34秒 3 北緯32度36分43秒,東経130度13分59秒 4 北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒 イ 北緯32度37分54秒,東経130度16分6秒 ロ 北緯32度36分57秒,東経130度15分34秒 ハ 北緯32度35分54秒,東経130度13分58秒 ニ 北緯32度35分27秒,東経130度12分33秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市南有馬町有馬干拓東側標識 2 同市同町駒崎鼻突端 3 同市同町向小腰岬東端(沖瀬の対岬) 4 同市同町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から160度1,550メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ ハ 3から180度1,500メートルのところ ニ 4から176度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いぎす漁業 ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚底刺網漁業 雑魚小型定置漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 南有馬町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第18号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 地先	1 北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒 2 北緯32度35分28秒,東経130度10分6秒 3 北緯32度36分56秒,東経130度10分13秒 4 北緯32度36分28秒,東経130度11分11秒 5 北緯32度36分42秒,東経130度11分16秒 イ 北緯32度35分27秒,東経130度12分33秒 ロ 北緯32度34分23秒,東経130度10分6秒 ハ 北緯32度34分43秒,東経130度9分11秒 ニ 北緯32度36分23秒,東経130度9分6秒 ホ 北緯32度36分32秒,東経130度11分18秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 南島原市南有馬町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市口之津町瀬詰崎南端 3 同市同町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市口之津町栄町十八親和銀行敷地北角標識 5 同市同町口之津港海岸線標識(4から22度の直線が最高高潮時海岸線と交わるところ) イ 1から176度1,500メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ ハ 2から225度2,000メートルのところ ニ 3から240度2,000メートルのところ ホ 4から54度240メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	
南共第19号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 加津佐町 地先	1 北緯32度36分56秒,東経130度10分13秒 2 北緯32度37分29秒,東経130度9分11秒 3 北緯32度38分25秒,東経130度7分48秒 4 北緯32度39分20秒,東経130度7分44秒 イ 北緯32度36分23秒,東経130度9分6秒 ロ 北緯32度37分29秒,東経130度7分55秒 ハ 北緯32度38分25秒,東経130度6分31秒 ニ 北緯32度39分20秒,東経130度6分27秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市口之津町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市加津佐町岩戸崎西端 3 同市同町権田鼻 4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から240度2,000メートルのところ ロ 2から270度2,000メートルのところ ハ 3から270度2,000メートルのところ ニ 4から270度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南島原市 加津佐町	
南共第20号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 地先	1 北緯32度39分20秒,東経130度7分44秒 2 北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒 3 北緯32度41分34秒,東経130度10分17秒 イ 北緯32度39分20秒,東経130度6分27秒 ロ 北緯32度41分17秒,東経130度6分16秒 ハ 北緯32度42分21秒,東経130度7分34秒 ニ 北緯32度42分20秒,東経130度9分23秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界 2 雲仙市南串山町国崎半島西端 3 同市同町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から270度2,000メートルのところ ハ 2から0度2,000メートルのところ ニ 3から315度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町	
南共第21号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 地先 (鬼池出しの曾根)	1 北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒 イ 北緯32度40分56秒,東経130度6分25秒	イを中心とする半径200メートルの円周によって囲まれた区域 1 雲仙市南串山町国崎半島西端 イ 1から250度1,900メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町	
南共第22号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 平曾根 地先	1 北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒 イ 北緯32度43分34秒,東経130度7分34秒	イを中心とする半径250メートルの円周によって囲まれた区域 1 雲仙市南串山町国崎半島西端 イ 1から0度4,230メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第23号	橋湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 小浜町 飛子 金浜 地先	1 北緯32度41分34秒,東経130度10分17秒 2 北緯32度42分34秒,東経130度11分13秒 イ 北緯32度42分20秒,東経130度9分23秒 ロ 北緯32度43分20秒,東経130度10分19秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市小浜町金浜と同市同町南木指との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から315度2,000メートルのところ ロ 2から315度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 小浜町 飛子 金浜	
南共第24号	橋湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 北木指 南木指 地先	1 北緯32度42分34秒,東経130度11分13秒 2 北緯32度45分13秒,東経130度11分50秒 3 北緯32度46分13秒,東経130度11分20秒 4 北緯32度43分36秒,東経130度12分16秒 5 北緯32度43分45秒,東経130度12分23秒 イ 北緯32度43分20秒,東経130度10分19秒 ロ 北緯32度44分41秒,東経130度10分43秒 ハ 北緯32度46分14秒,東経130度10分3秒 ニ 北緯32度43分38秒,東経130度12分16秒 ホ 北緯32度43分45秒,東経130度12分22秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 雲仙市小浜町金浜と同市同町南木指との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町富津井天崎 3 同市同町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市小浜町海岸標識A(小浜港南護岸角から南西海岸沿いに50メートルのところ) 5 同市同町海岸標識B(小浜港北防波堤北側付根) イ 1から315度2,000メートルのところ ロ 2から240度2,000メートルのところ ハ 3から270度2,000メートルのところ ニ 4から347度65メートルのところ ホ 5から280度30メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 北木指 南木指	
南共第25号	橋湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 千々石町 愛野町 地先	1 北緯32度46分13秒,東経130度11分20秒 2 北緯32度47分46秒,東経130度8分38秒 イ 北緯32度46分14秒,東経130度10分3秒 ロ 北緯32度46分41秒,東経130度8分38秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、千々石川における河川との境界は千々石橋下流端とする 1 雲仙市小浜町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界 2 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界 イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 いかご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 千々石町 愛野町	
南共第26号	橋湾東部漁業協同組合 外1名	長崎県 諫早市 森山町 地先	1 北緯32度47分46秒,東経130度8分38秒 2 北緯32度47分17秒,東経130度7分30秒 イ 北緯32度46分41秒,東経130度8分38秒 ロ 北緯32度46分12秒,東経130度7分30秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市森山町大字唐比西字湯堀地先亀石 イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 森山町 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 雲仙市 千々石町 愛野町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第27号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 有喜町 地先	1 北緯32度47分17秒,東経130度7分30秒 2 北緯32度46分52秒,東経130度3分24秒 イ 北緯32度46分12秒,東経130度7分30秒 ロ 北緯32度45分32秒,東経130度4分30秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市森山町唐比西湯堀地先亀石 2 同市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から145度3,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下
南共第28号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 下釜 地先	1 北緯32度46分52秒,東経130度3分24秒 2 北緯32度45分32秒,東経130度2分40秒 3 北緯32度45分36秒,東経130度1分10秒 イ 北緯32度45分32秒,東経130度4分30秒 ロ 北緯32度44分30秒,東経130度3分53秒 ハ 北緯32度44分31秒,東経130度1分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市飯盛町後田向島頂上 3 同市同町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界(香田川) イ 1から145度3,000メートルのところ ロ 2から135度2,700メートルのところ ハ 3から180度2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下
南共第29号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 川下 里 池下 地先	1 北緯32度45分36秒,東経130度1分10秒 2 北緯32度45分10秒,東経129度59分59秒 3 北緯32度45分13秒,東経129度59分27秒 4 北緯32度45分33秒,東経129度59分16秒 5 北緯32度45分42秒,東経130度0分0秒 6 北緯32度45分11秒,東経129度59分48秒 7 北緯32度45分16秒,東経129度59分32秒 イ 北緯32度44分31秒,東経130度1分10秒 ロ 北緯32度44分28秒,東経129度59分59秒 ハ 北緯32度45分11秒,東経129度59分24秒 ニ 北緯32度45分24秒,東経129度59分7秒 ホ 北緯32度45分20秒,東経129度59分51秒 ヘ 北緯32度45分15秒,東経129度59分36秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の5、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 諫早市飯盛町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界(香田川) 2 同市同町下ノ島南端 3 同市同町池下番屋鼻南端4 同市飯盛町と長崎市との最高高潮時海岸線における境界 5 同市飯盛町田結川河口防波堤付根 6 同市同町池下下ノ島西端 7 同市同町池下番屋防波堤付根 イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から180度1,273メートルのところ ハ 3から225度110メートルのところニ 4から220度363メートルのところホ 5と6を結ぶ直線上5から725メートルのところ ヘ 7と6を結ぶ直線上7から90メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第30号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 戸石町 牧島町 地先	1 北緯32度45分33秒,東経129度59分16秒 2 北緯32度45分13秒,東経129度59分27秒 3 北緯32度45分10秒,東経129度59分59秒 4 北緯32度44分37秒,東経129度58分45秒 5 北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒 6 北緯32度45分11秒,東経129度58分4秒 7 北緯32度45分44秒,東経129度57分52秒 8 北緯32度45分54秒,東経129度57分57秒 9 北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒 10 北緯32度44分32秒,東経129度57分26秒 イ 北緯32度45分24秒,東経129度59分7秒 ロ 北緯32度45分11秒,東経129度59分24秒 ハ 北緯32度44分28秒,東経129度59分59秒 ニ 北緯32度43分50秒,東経129度58分44秒 ホ 北緯32度44分4秒,東経129度58分15秒 ヘ 北緯32度44分43秒,東経129度57分49秒 ト 北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒 チ 北緯32度45分21秒,東経129度57分31秒 リ 北緯32度45分44秒,東経129度57分41秒 ヌ 北緯32度45分48秒,東経129度57分46秒 ル 北緯32度45分51秒,東経129度57分55秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市飯盛町と長崎市との最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市飯盛町池下番屋鼻南端 3 同市同町下ノ島南端 4 長崎市牧島町津島頂上 5 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 6 同市同町弁天鼻南西端 7 同市同町切宮鼻北西端 8 同市かき道6丁目護岸排水溝標識 9 同市宿町旧日見川河口北岸標識 10 同市同町立岩頂上 イ 1から220度363メートルのところ ロ 2から225度110メートルのところ ハ 3から180度1,273メートルのところ ニ 4から180度1,455メートルのところ ホ 4から217度1,273メートルのところ ヘ 5と10を結んだ直線の中央のところ ト 5と9を結ぶ直線上9から1,400メートルのところ チ 6から290度910メートルのところ リ 7から270度272メートルのところ ヌ 7から312度181メートルのところ ル 8から200度127メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 かにかご漁業 いかかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	
南共第31号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 かき道 田中町 矢上町 地先	1 北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒 2 北緯32度45分11秒,東経129度58分4秒 3 北緯32度45分44秒,東経129度57分52秒 4 北緯32度45分54秒,東経129度57分57秒 5 北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒 イ 北緯32度45分51秒,東経129度57分55秒 ロ 北緯32度45分48秒,東経129度57分46秒 ハ 北緯32度45分44秒,東経129度57分41秒 ニ 北緯32度45分21秒,東経129度57分31秒 ホ 北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、八郎川における河川との境界は蛸道橋下流端とする1 長崎市牧島町黒瀬鼻黒瀬頂上 2 同市同町弁天鼻南西端 3 同市同町切宮鼻北西端 4 同市かき道6丁目護岸排水溝標識 5 同市宿町旧日見川河口北岸標識 イ 4から200度127メートルのところ ロ 3から312度181メートルのところ ハ 3から270度272メートルのところ ニ 2から290度910メートルのところ ホ 1と5を結ぶ直線上5から1,400メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧戸石町を除く) かき道4丁目 (旧戸石町を除く) かき道5丁目 かき道6丁目	
南共第32号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 網場町 春日町 潮見町 地先	1 北緯32度44分37秒,東経129度58分45秒 2 北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒 3 北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒 4 北緯32度44分32秒,東経129度57分26秒 5 北緯32度44分2秒,東経129度56分35秒 イ 北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒 ロ 北緯32度44分43秒,東経129度57分49秒 ハ 北緯32度44分4秒,東経129度58分15秒 ニ 北緯32度43分50秒,東経129度58分44秒 ホ 北緯32度42分50秒,東経129度57分47秒	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町津島頂上 2 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 3 同市宿町旧日見川河口北岸標識 4 同市春日町立岩頂上 5 同市潮見町と同市太田尾町との最高高潮時海岸線における境界 イ 3と2を結ぶ直線上3から1,400メートルのところ ロ 4と2を結んだ直線の中央のところ ハ 1から217度1,273メートルのところ ニ 1から180度1,455メートルのところ ホ 5から140度2,900メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 くるまえび刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 網場町	
南共第33号	長崎市茂木漁業協同組合	長崎県 長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 茂木町 宮棚町 大崎町 千々町 地先	1 北緯32度44分2秒,東経129度56分35秒 2 北緯32度39分43秒,東経129度53分45秒 3 北緯32度38分40秒,東経129度52分2秒 4 北緯32度42分24秒,東経129度54分45秒 5 北緯32度42分3秒,東経129度54分53秒 イ 北緯32度42分50秒,東経129度57分47秒 ロ 北緯32度39分19秒,東経129度54分35秒 ハ 北緯32度37分58秒,東経129度52分31秒 ニ 北緯32度42分19秒,東経129度54分57秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市潮見町と同市太田尾町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大崎町大崎鼻南端 3 同市千々町と同市藤田尾町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市茂木町海岸標識A号 5 同市同町海岸標識B号 イ 1から140度2,900メートルのところ ロ 2から120度1,500メートルのところ ハ 3から150度1,500メートルのところ ニ 4から115度350メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 千々町 茂木町 宮棚町 大崎町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第34号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町 地先	1 北緯32度38分40秒,東経129度52分2秒 2 北緯32度36分20秒,東経129度49分18秒 イ 北緯32度37分58秒,東経129度52分31秒 ロ 北緯32度35分45秒,東経129度49分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市千々町と同市藤田尾町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から150度1,500メートルのところ ロ 2から135度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 くろまえばし刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町 櫛が丘町 平山台	
南共第35号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎樺島町	1 北緯32度36分20秒,東経129度49分18秒 2 北緯32度33分27秒,東経129度47分29秒 3 北緯32度32分60秒,東経129度46分28秒 4 北緯32度34分0秒,東経129度44分26秒 5 北緯32度34分10秒,東経129度44分22秒 6 北緯32度34分51秒,東経129度44分9秒 7 北緯32度35分40秒,東経129度45分41秒 8 北緯32度37分32秒,東経129度44分12秒 9 北緯32度38分0秒,東経129度47分43秒 10 北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒 11 北緯32度34分37秒,東経129度47分4秒 12 北緯32度34分24秒,東経129度46分58秒 13 北緯32度34分33秒,東経129度47分7秒 14 北緯32度34分27秒,東経129度47分3秒 イ 北緯32度35分45秒,東経129度49分58秒 ロ 北緯32度33分27秒,東経129度48分26秒 ハ 北緯32度32分11秒,東経129度46分28秒 ニ 北緯32度33分37秒,東経129度45分13秒 ホ 北緯32度33分5秒,東経129度44分21秒 ヘ 北緯32度34分51秒,東経129度42分52秒 ト 北緯32度36分35秒,東経129度44分58秒 チ 北緯32度38分26秒,東経129度46分32秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と13の点を結ぶ直線12と14の点を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市野母崎樺島町と樺島東端 3 同市同町樺島ノ鼻突端 4 同市野母町野母大立神島頂上 5 同市同町野母崎突端 6 同市同町野母道ノ角突端 7 同市同町と同市南越町との最高高潮時海岸線における境界 8 同市高島町端島南端 9 同市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時海岸線における境界 10 同市高島町ニ子鼻南端 11 同市脇岬町脇岬海岸標識A号 12 同市同町脇岬海岸標識B号 13 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧東端 14 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧西端 イ 1から135度1,500メートルのところ ロ 2から90度1,500メートルのところ ハ 3から180度1,500メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から2,260メートルのところ ホ 5から180度2,000メートルのところ ヘ 6から270度2,000メートルのところ ト 7と8を結ぶ直線上7から2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎樺島町	
南共第36号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 野母町 三ツ瀬 地先	1 北緯32度36分32秒,東経129度42分21秒 イ 北緯32度37分18秒,東経129度43分15秒 ロ 北緯32度36分49秒,東経129度44分14秒 ハ 北緯32度36分16秒,東経129度43分15秒 ニ 北緯32度35分60秒,東経129度42分21秒 ホ 北緯32度36分32秒,東経129度41分43秒 ヘ 北緯32度37分5秒,東経129度42分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市野母町三ツ瀬平三ツ瀬頂上 イ 1から45度2,000メートルのところ ロ 1から80度3,000メートルのところ ハ 1から110度1,500メートルのところ ニ 1から180度1,000メートルのところ ホ 1から270度1,000メートルのところ ヘ 1から0度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎樺島町	
南共第37号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 高島町 端島 中ノ島 地先	1 北緯32度37分32秒,東経129度44分12秒 2 北緯32度37分53秒,東経129度44分49秒 3 北緯32度38分11秒,東経129度44分48秒 イ 北緯32度37分32秒,東経129度43分53秒 ロ 北緯32度37分16秒,東経129度44分12秒 ハ 北緯32度37分53秒,東経129度45分9秒 ニ 北緯32度38分27秒,東経129度44分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市高島町端島南端 2 同市同町中ノ島南端 3 同市同町中ノ島北端 イ 1から270度500メートルのところ ロ 1から180度500メートルのところ ハ 2から90度500メートルのところ ニ 3から0度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎樺島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第38号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 高島町 高島 地先	1 北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒 2 北緯32度39分40秒,東経129度44分46秒 3 北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒 4 北緯32度39分49秒,東経129度45分34秒 5 北緯32度39分37秒,東経129度45分23秒 6 北緯32度39分16秒,東経129度45分28秒 イ 北緯32度40分50秒,東経129度45分5秒 ロ 北緯32度39分49秒,東経129度46分13秒 ハ 北緯32度38分22秒,東経129度45分14秒 ニ 北緯32度39分40秒,東経129度43分30秒 ホ 北緯32度39分30秒,東経129度45分38秒 ヘ 北緯32度39分19秒,東経129度45分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、5、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市高島町小島岩頂上 2 同市同町カキ瀬西端 3 同市同町二子鼻南端 4 同市同町海水浴場護岸東端(港湾護岸堤北端) 5 同市同町高島港標識A号 6 同市同町高島港標識B号 イ 1から0度1,500メートルのところ ロ 4から90度1,000メートルのところ ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 2から270度2,000メートルのところ ホ 5から120度450メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 高島町 高島	
南共第39号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 蚊焼町 晴海台町 地先	1 北緯32度38分0秒,東経129度47分43秒 2 北緯32度39分59秒,東経129度49分2秒 3 北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒 4 北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒 イ 北緯32度38分26秒,東経129度46分32秒 ロ 北緯32度40分0秒,東経129度47分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市晴海台町と同市大龍町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市高島町小島岩頂上 4 同市同町二子鼻南端 イ 1と4を結ぶ直線上1から2,000メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から3,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 蚊焼町 晴海台町 布巻町 平山台	
南共第40号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 深堀町 大龍町 地先	1 北緯32度39分59秒,東経129度49分2秒 2 北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒 3 北緯32度40分29秒,東経129度47分47秒 4 北緯32度40分41秒,東経129度48分13秒 5 北緯32度41分1秒,東経129度48分46秒 6 北緯32度41分11秒,東経129度49分2秒 イ 北緯32度40分0秒,東経129度47分6秒 ロ 北緯32度40分13秒,東経129度47分47秒 ハ 北緯32度40分39秒,東経129度48分41秒 ニ 北緯32度41分1秒,東経129度48分56秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市晴海台町と同市大龍町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市高島町小島岩頂上 3 同市香焼町横島頂上 4 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) 5 同市同町楠ノ木鼻北東端 6 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線上1から3,000メートルのところ ロ 3から180度500メートルのところ ハ 4から93度710メートルのところ ニ 5から90度250メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 深堀町 大龍町	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第41号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 香焼町 地先	1 北緯32度42分10秒,東経129度48分59秒 2 北緯32度42分13秒,東経129度48分54秒 3 北緯32度42分10秒,東経129度48分46秒 4 北緯32度41分42秒,東経129度47分33秒 5 北緯32度41分45秒,東経129度47分7秒 6 北緯32度41分32秒,東経129度47分28秒 7 北緯32度41分32秒,東経129度47分8秒 8 北緯32度40分28秒,東経129度47分20秒 9 北緯32度40分29秒,東経129度47分47秒 10 北緯32度40分41秒,東経129度48分13秒 11 北緯32度41分1秒,東経129度48分46秒 12 北緯32度41分11秒,東経129度49分2秒 イ 北緯32度42分17秒,東経129度48分54秒 ロ 北緯32度42分19秒,東経129度48分47秒 ハ 北緯32度42分35秒,東経129度48分49秒 ニ 北緯32度42分40秒,東経129度47分33秒 ホ 北緯32度41分43秒,東経129度47分20秒 ヘ 北緯32度41分32秒,東経129度47分18秒 ト 北緯32度40分28秒,東経129度47分1秒 チ 北緯32度40分13秒,東経129度47分47秒 リ 北緯32度40分39秒,東経129度48分41秒 ヌ 北緯32度41分1秒,東経129度48分56秒	次の1、2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、12の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市香焼町馬手ヶ浦榎鼻護岸標識 2 同市同町沖ノ岸台島北東端 3 同市同町沖ノ岸台島西端 4 同市同町雀島西端 5 同市伊王島町沖ノ島舵掛鼻東端 6 同市香焼町辰ノ口海南側突端標識 7 同市伊王島町沖ノ島幸尻ノ鼻東端 8 同市香焼町標瀬頂上 9 同市同町標島頂上 10 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) 11 同市同町梅ノ木鼻北東端 12 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ) イ 2から5度30分140メートルのところ ロ 3から5度30分300メートルのところ ハ 3から5度30分800メートルのところ ニ 4から0度1,800メートルのところ ホ 4と5を結ぶ直線上の中央のところ ヘ 6と7を結ぶ直線上の中央のところ ト 8から270度500メートルのところ チ 9から180度500メートルのところ リ 10から93度710メートルのところ ヌ 11から90度250メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 香焼町	1. 旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内及び伊王島灯台と香焼町陸の尾島灯台を結ぶ直線より以北の海面においては第2種共同漁業を営なうてはならない 2. 日本電信電話株式会社の敷設した海底線を中心として巾60メートルの区域において、同株式会社が行なう工事を拒み又は妨げてはならない 尚この区域において、は、やす又はこれに類する漁具を用いて操業してはならない 3. 旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内においては船舶の航行又はてい船を妨げてはならない
南共第42号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 伊王島町 地先	1 北緯32度41分43秒,東経129度45分17秒 2 北緯32度41分32秒,東経129度47分8秒 3 北緯32度41分32秒,東経129度47分28秒 4 北緯32度41分45秒,東経129度47分7秒 5 北緯32度41分42秒,東経129度47分33秒 6 北緯32度42分55秒,東経129度45分36秒 7 北緯32度40分28秒,東経129度47分20秒 イ 北緯32度41分43秒,東経129度44分39秒 ロ 北緯32度40分28秒,東経129度47分1秒 ハ 北緯32度41分32秒,東経129度47分18秒 ニ 北緯32度41分43秒,東経129度47分20秒 ホ 北緯32度42分40秒,東経129度47分33秒 ヘ 北緯32度43分1秒,東経129度45分36秒 ト 北緯32度42分55秒,東経129度45分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市伊王島町ノ平瀬頂上 2 同市同町沖ノ島幸尻の鼻東端 3 同市香焼町辰ノ口海南側突端標識 4 同市伊王島町沖ノ島舵掛鼻東端 5 同市香焼町雀島西端 6 同市伊王島町伊王島真鼻西端 7 同市香焼町標瀬頂上 イ 1から270度1,000メートルのところ ロ 7から270度500メートルのところ ハ 2と3を結んだ直線の中央のところ ニ 4と5を結んだ直線の中央のところ ホ 5から0度1,800メートルのところ ヘ 6から0度200メートルのところ ト 6から270度200メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 伊王島町	
南共第43号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町 地先	1 北緯32度43分3秒,東経129度49分5秒 2 北緯32度42分54秒,東経129度49分46秒 3 北緯32度42分55秒,東経129度49分56秒 4 北緯32度43分16秒,東経129度50分14秒 5 北緯32度43分20秒,東経129度49分48秒 イ 北緯32度43分3秒,東経129度49分5秒 ロ 北緯32度43分2秒,東経129度49分5秒 ハ 北緯32度43分1秒,東経129度49分5秒 ニ 北緯32度43分10秒,東経129度50分9秒 ホ 北緯32度43分12秒,東経129度50分2秒 ヘ 北緯32度43分16秒,東経129度50分3秒 ト 北緯32度43分24秒,東経129度49分54秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線、3、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線及び1から5、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識1号 2 同市同町高鈴島西端 3 同市同町同島東端 4 同市木鉢町皇后島東端 5 同市神ノ島町神ノ島船溜り南側防波堤標識 イ 1から195度19メートルのところ ロ 1から165度30分56メートルのところ ハ 1から170度30分81メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から580メートルのところ ホ 3から17度30分540メートルのところ ヘ 3から15度30分685メートルのところ ト 5から51度30分175メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町	

免許番号	漁業者者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第44号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 神ノ島町 地先	1 北緯32度43分3秒,東経129度49分4秒 2 北緯32度43分6秒,東経129度48分44秒 3 北緯32度43分22秒,東経129度48分27秒 4 北緯32度43分52秒,東経129度49分31秒 5 北緯32度43分15秒,東経129度49分9秒 イ 北緯32度43分3秒,東経129度49分4秒 ロ 北緯32度43分2秒,東経129度49分3秒 ハ 北緯32度43分1秒,東経129度49分2秒 ニ 北緯32度43分3秒,東経129度48分44秒 ホ 北緯32度43分22秒,東経129度48分8秒 ヘ 北緯32度43分52秒,東経129度47分56秒 ト 北緯32度43分52秒,東経129度49分22秒 チ 北緯32度43分51秒,東経129度49分23秒 リ 北緯32度43分31秒,東経129度49分8秒 ヌ 北緯32度43分17秒,東経129度49分1秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識2号(四郎ヶ島標識1号から257度30分10メートルのところ) 2 同市同町中島南端 3 同市同町松島南端 4 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(同護岸北角より南方海岸沿いに317メートルのところ) 5 同市同町墓の下鼻北西端 イ 1から195度14.5メートルのところ ロ 1から227度45分53メートルのところ ハ 1から221度45分77メートルのところ ニ 2から180度100メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 4から270度2,480メートルのところ ト 4から270度220メートルのところ チ 4から260度30分220メートルのところ リ 5から357度515メートルのところ ヌ 5から289度210メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町	
南共第45号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町 地先	1 北緯32度43分57秒,東経129度49分38秒 2 北緯32度43分52秒,東経129度49分31秒 3 北緯32度45分8秒,東経129度48分40秒 4 北緯32度45分38秒,東経129度48分1秒 5 北緯32度45分38秒,東経129度47分55秒 6 北緯32度46分45秒,東経129度47分29秒 7 北緯32度44分30秒,東経129度48分48秒 8 北緯32度44分28秒,東経129度48分58秒 イ 北緯32度44分2秒,東経129度49分31秒 ロ 北緯32度43分52秒,東経129度49分22秒 ハ 北緯32度43分52秒,東経129度47分56秒 ニ 北緯32度46分14秒,東経129度46分44秒 ホ 北緯32度45分10秒,東経129度48分36秒 ヘ 北緯32度45分5秒,東経129度48分24秒 ト 北緯32度45分11秒,東経129度48分21秒 チ 北緯32度45分17秒,東経129度48分23秒 リ 北緯32度45分35秒,東経129度48分14秒 ヌ 北緯32度45分37秒,東経129度48分11秒 ル 北緯32度45分39秒,東経129度48分11秒 ヲ 北緯32度45分41秒,東経129度48分6秒 フ 北緯32度45分37秒,東経129度48分4秒 カ 北緯32度45分33秒,東経129度48分6秒 コ 北緯32度45分31秒,東経129度48分1秒 ヨ 北緯32度44分25秒,東経129度48分46秒 レ 北緯32度44分15秒,東経129度48分50秒 ソ 北緯32度44分14秒,東経129度48分57秒 ツ 北緯32度44分16秒,東経129度48分60秒 ネ 北緯32度44分20秒,東経129度49分1秒 ナ 北緯32度44分20秒,東経129度49分2秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の3、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ラ、フ、カ、ヨ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および7、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地護岸北角 2 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(1より南方海岸沿いに317メートルのところ) 3 同市小江町水垂標識 4 同市同町立目崎瀬南端 5 同市同町立目崎標識 6 同市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 7 同市福田本町標識A 8 同市同町標識B イ 1から311度220メートルのところ ロ 2から270度205メートルのところ ハ 2から270度2,480メートルのところ ニ 6から230度1,500メートルのところ ホ 3から291度30分105メートルのところ ヘ 3から257度30分425メートルのところ ト 3から280度500メートルのところ チ 3から303度500メートルのところ リ 4から103度30分340メートルのところ ヌ 4から98度275メートルのところ ル 4から82度30分275メートルのところ ヲ 4から54度160メートルのところ フ 4から118度30分75メートルのところ カ 4から136度30分195メートルのところ コ 5から145度240メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚底刺網漁業 きびな固定式刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町	
南共第46号	長崎市新三重漁業協同組合	長崎県 長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 多良町 京泊 三京町 三重町 畦町 櫻山町 三重田町 地先	1 北緯32度46分45秒,東経129度47分29秒 2 北緯32度47分22秒,東経129度45分21秒 3 北緯32度49分15秒,東経129度43分33秒 4 北緯32度48分25秒,東経129度46分12秒 5 北緯32度48分10秒,東経129度45分18秒 イ 北緯32度46分15秒,東経129度46分44秒 ロ 北緯32度47分6秒,東経129度44分48秒 ハ 北緯32度48分44秒,東経129度42分49秒 ニ 北緯32度48分41秒,東経129度45分36秒 ホ 北緯32度48分45秒,東経129度45分21秒 ヘ 北緯32度48分56秒,東経129度45分28秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域なお、三重川における河川との境界は立石橋下流端とする ただし、4、ニ、ホ、ヘ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市神楽島の西端穴の口長瀬標識 3 同市永田町と同市三重田町との最高高潮時海岸線における境界 4 長崎市多良町沖平標識 5 同市三京町初先鼻標識 イ 1から230度1,500メートルのところ ロ 2から240度1,000メートルのところ ハ 3から230度1,500メートルのところ ニ 4から297度15分1,065メートルのところ ホ 4から294度30分1,460メートルのところ ヘ 5から150度505メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) おごりのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚底刺網漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 四枝町 園田町 京泊 欽刈町 三京町 松崎町 三重田町 畦町 三京町 さくらの里 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多良町	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第47号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 永田町 下黒崎町 西出津町 東出津町 赤首町 地先	1 北緯32度49分15秒,東経129度43分33秒 2 北緯32度51分26秒,東経129度41分4秒 イ 北緯32度48分44秒,東経129度42分49秒 ロ 北緯32度51分13秒,東経129度39分35秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市三重田町と同市永田町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市赤首町と同市下大野町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から230度1,500メートルのところ ロ 2から260度2,350メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 永田町 上黒崎町 下黒崎町 西出津町 東出津町 新牧野町 赤首町 神浦扇山町 神浦北大中尾町 神浦上大中尾町 神浦下大中尾町 神浦丸尾町 神浦江川町 神浦上道徳町 神浦下道徳町 神浦口福岡 神浦向町 神浦夏井町 上大野町 下大野町 池島町	
南共第48号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 下大野町 上大野町 神浦夏井町 神浦向町 神浦江川町 神浦下道徳町 神浦口福岡 池島町 地先	1 北緯32度51分26秒,東経129度41分4秒 2 北緯32度52分3秒,東経129度37分51秒 3 北緯32度52分12秒,東経129度37分51秒 4 北緯32度53分25秒,東経129度36分24秒 5 北緯32度52分54秒,東経129度35分24秒 6 北緯32度52分9秒,東経129度33分11秒 7 北緯32度53分45秒,東経129度40分9秒 8 北緯32度52分54秒,東経129度40分45秒 9 北緯32度52分48秒,東経129度40分34秒 10 北緯32度52分44秒,東経129度40分42秒 11 北緯32度52分42秒,東経129度40分48秒 イ 北緯32度51分13秒,東経129度39分35秒 ロ 北緯32度51分46秒,東経129度37分51秒 ハ 北緯32度52分22秒,東経129度35分24秒 ニ 北緯32度51分31秒,東経129度35分24秒 ホ 北緯32度51分11秒,東経129度33分11秒 ヘ 北緯32度52分9秒,東経129度32分13秒 ト 北緯32度53分25秒,東経129度32分38秒 チ 北緯32度52分54秒,東経129度34分46秒 リ 北緯32度53分59秒,東経129度35分24秒 ヌ 北緯32度54分14秒,東経129度36分25秒 ル 北緯32度53分3秒,東経129度39分8秒 ヲ 北緯32度52分52秒,東経129度40分41秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8、ヲ、9の各点を順次結んだ各直線と10、11の点を結んだ直線及び9から10、11から8に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 長崎市赤首町と同市下大野町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市神浦口福岡母子島南東端 3 同市同町母子島北端 4 同市池島町池島北端 5 同市同町池島西端 6 同市同町大ヒキ島西端 7 長崎市神浦口福岡と西海市大瀬戸町雪浦小松郷との最高高潮時海岸線における境界 8 長崎市神浦江川町神浦海岸標識A号 9 同市神浦向町神浦港南防波堤標識A(南防波堤付根から防波堤沿いに418メートルのところ) 10 同市同町神浦港南防波堤標識B 11 同市同町神浦海岸標識B(神浦向町) イ 1から260度2,350メートルのところ ロ 2から180度500メートルのところ ハ 5から180度1,000メートルのところ ニ 5から180度2,550メートルのところ ホ 6から180度1,800メートルのところ ヘ 6から270度1,500メートルのところ ト 6から340度2,500メートルのところ チ 5から270度1,000メートルのところ リ 5から0度2,000メートルのところ ヌ 4から0度1,500メートルのところ ル 3と7を結ぶ直線と7から2,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 永田町 上黒崎町 下黒崎町 西出津町 東出津町 新牧野町 赤首町 神浦扇山町 神浦北大中尾町 神浦上大中尾町 神浦下大中尾町 神浦丸尾町 神浦江川町 神浦上道徳町 神浦下道徳町 神浦口福岡 神浦向町 神浦夏井町 上大野町 下大野町 池島町	1. 長崎市池島町池島西端から180度1,000メートルの点と同島西端から270度1,000メートルの点を結ぶ直線から以西の区域については、西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷、瀬戸西濱郷、瀬戸福島郷、瀬戸登浦郷、瀬戸板浦郷に住所を有する大瀬戸町漁業協同組合員のほこつき漁業の入漁を拒んではならない
南共第49号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 雪浦小松郷 雪浦下郷 雪浦下釜郷 地先	1 北緯32度53分45秒,東経129度40分9秒 2 北緯32度55分27秒,東経129度39分14秒 3 北緯32度54分50秒,東経129度38分18秒 4 北緯32度52分12秒,東経129度37分51秒 イ 北緯32度53分3秒,東経129度39分8秒 ロ 北緯32度54分27秒,東経129度38分17秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神浦口福岡と西海市大瀬戸町雪浦小松郷との最高高潮時海岸線における境界 2 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬戸東浜郷との最高高潮時海岸線における境界 3 同市同町瀬戸福島郷頭島頂上 4 長崎市神浦口福岡母子島北端 イ 1と4を結ぶ直線と1から2,000メートルのところ ロ 3から180度700メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 雪浦下郷 雪浦上郷 雪浦河通郷 雪浦下釜郷 雪浦小松郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第50号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸西濱郷 瀬戸板浦郷 地先	1 北緯32度55分27秒,東経129度39分14秒 2 北緯32度54分50秒,東経129度38分18秒 3 北緯32度55分28秒,東経129度37分59秒 4 北緯32度55分37秒,東経129度37分33秒 5 北緯32度56分3秒,東経129度37分35秒 6 北緯32度56分18秒,東経129度37分58秒 7 北緯32度57分8秒,東経129度37分29秒 8 北緯32度55分57秒,東経129度38分38秒 9 北緯32度55分53秒,東経129度38分37秒 10 北緯32度56分15秒,東経129度38分15秒 11 北緯32度56分16秒,東経129度38分20秒 イ 北緯32度54分27秒,東経129度38分17秒 ロ 北緯32度55分32秒,東経129度37分46秒 ハ 北緯32度56分10秒,東経129度37分46秒 ニ 北緯32度57分8秒,東経129度36分59秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、8と9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域及び10と11の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬戸東濱郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町瀬戸福島郷嶺島頂上 3 同市同町同郷立瀬頂上 4 同市同町松島外郷口ワタシの鼻東端 5 同市同町同郷五ヶ島北東端 6 同市同町瀬戸福島郷口瀬頂上 7 同市同町鴨崎南西端 8 同市同町瀬戸板浦郷長浜神社島居前護岸標識(石油スタンド角) 9 同市同町瀬戸福島郷防波堤突端 10 同市同町焼島東端 11 同市同町焼島対岸標識B号 イ 2から180度700メートルのところ ロ 3と4を結んだ直線の中央のところ ハ 5と6を結んだ直線の中央のところ ニ 7から270度800メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸西濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸板浦郷	
南共第51号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 松島郷 地先	1 北緯32度57分8秒,東経129度37分29秒 2 北緯32度57分6秒,東経129度35分29秒 3 北緯32度56分16秒,東経129度35分6秒 4 北緯32度54分58秒,東経129度36分38秒 5 北緯32度55分37秒,東経129度37分33秒 6 北緯32度55分28秒,東経129度37分59秒 7 北緯32度56分3秒,東経129度37分35秒 8 北緯32度56分18秒,東経129度37分58秒 9 北緯32度56分35秒,東経129度36分38秒 10 緯32度56分49秒,東経129度35分54秒 11 北緯32度56分35秒,東経129度35分37秒 12 北緯32度56分19秒,東経129度35分35秒 イ 北緯32度57分8秒,東経129度36分59秒 ロ 北緯32度57分6秒,東経129度36分8秒 ハ 北緯32度57分38秒,東経129度35分29秒 ニ 北緯32度57分6秒,東経129度34分51秒 ホ 北緯32度56分16秒,東経129度34分47秒 ヘ 北緯32度54分36秒,東経129度36分38秒 ト 北緯32度54分42秒,東経129度36分57秒 チ 北緯32度55分32秒,東経129度37分46秒 リ 北緯32度56分10秒,東経129度37分46秒 ヌ 北緯32度56分48秒,東経129度36分35秒 ル 北緯32度57分6秒,東経129度36分19秒 ヲ 北緯32度56分52秒,東経129度35分58秒 ワ 北緯32度56分56秒,東経129度35分58秒	次の10、ヲ、ワ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、イ、ル、ヌ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、11と12を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 3 同市同町松島外郷ツノ瀬頂上 4 同市同町同郷広瀬瀬南西端 5 同市同町同郷口ワタシノ鼻東端 6 同市同町瀬戸福島郷立瀬頂上 7 同市同町松島外郷五ヶ島北東端 8 同市同町瀬戸福島郷口瀬頂上 9 同市同町松島内郷丸子島突端(標柱№1) 10 同市同町同郷ダニコノ浜突端(標柱№2) 11 同市同町同郷日切浜消波堤北端 12 同市同町同郷日切浜消波堤南端 イ 1から270度800メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から0度1,000メートルのところ ニ 2から270度1,000メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 4から180度700メートルのところ ト 4から135度700メートルのところ チ 5と6を結ぶ直線の中央のところ リ 7と8を結ぶ直線の中央のところ ヌ 9から350度400メートルのところ ル 2から90度1,300メートルのところ ヲ 10から50度150メートルのところ ワ 10から25度250メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 松島内郷 松島外郷	1. 長崎市京泊、歌刈町、三重町、松崎町、三重田町、櫻山町、畦町、三京町、鳴見町、鳴見台2丁目、多以良町に住所を有する長崎市新三重漁業協同組合員のいせえび漁業(刺網を使用するものに限る)及び雑魚磯刺網漁業の入漁を拒んではならない
南共第52号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良良外郷 地先	1 北緯32度57分8秒,東経129度37分29秒 2 北緯32度57分6秒,東経129度35分29秒 3 北緯32度58分12秒,東経129度39分7秒 4 北緯32度58分14秒,東経129度39分7秒 5 北緯32度58分47秒,東経129度38分52秒 6 北緯33度0分35秒,東経129度38分58秒 7 北緯33度0分47秒,東経129度37分50秒 イ 北緯32度57分8秒,東経129度36分59秒 ロ 北緯32度58分43秒,東経129度37分7秒 ハ 北緯33度0分7秒,東経129度38分30秒	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 3 同市大瀬戸町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎橋の中間点) 4 同市西海町七釜郷南串島南東端 5 同市同町同郷南串島頂上 6 同市同町同郷南串島北西端 7 同市同町兎瀬頂上 イ 1から270度800メートルのところ ロ 2と6を結んだ直線上6から4,500メートルのところ ハ 5と7を結んだ直線と2と6を結んだ直線とが交わるところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良良外郷	1. 西海町七釜郷、中浦北郷、中浦南郷に住所を有する西海大崎漁業協同組合員の南串島西海岸への入漁を拒んではならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第53号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷 地先	1 北緯32度57分6秒,東経129度35分29秒 2 北緯32度59分12秒,東経129度39分7秒 3 北緯32度59分14秒,東経129度39分7秒 4 北緯32度59分47秒,東経129度38分52秒 5 北緯33度0分35秒,東経129度38分58秒 6 北緯33度0分47秒,東経129度37分50秒 7 北緯33度2分7秒,東経129度38分18秒 8 北緯33度3分37秒,東経129度38分30秒 9 北緯33度2分22秒,東経129度39分33秒 イ 北緯33度0分7秒,東経129度38分30秒 ロ 北緯33度0分47秒,東経129度37分39秒 ハ 北緯33度0分56秒,東経129度37分50秒 ニ 北緯33度2分7秒,東経129度38分37秒 ホ 北緯33度3分1秒,東経129度39分1秒	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、9の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大瀬戸町松島内郷ピン島頂上 2 同市同町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎標の中間点) 3 同市西海町七釜郷南串島南東端 4 同市同町同郷南串島頂上 5 同市同町同郷南串島北西端 6 同市同町兜瀬頂上 7 同市大島町寺島赤崎 8 同市同町中の島南西端 9 同市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 イ 1と5を結んだ直線と4と6を結んだ直線とが交わる点 ロ 6から270度300メートルの点 ハ 6から0度300メートルの点 ニ 7から90度500メートルの点 ホ 9と8を結ぶ直線上から1,450メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 にな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷	
南共第54号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷 地先	1 北緯33度2分22秒,東経129度39分33秒 2 北緯33度3分37秒,東経129度38分30秒 3 北緯33度3分37秒,東経129度38分52秒 4 北緯33度4分31秒,東経129度39分47秒 5 北緯33度5分32秒,東経129度37分39秒 6 北緯33度6分5秒,東経129度39分59秒 7 北緯33度5分47秒,東経129度40分34秒 8 北緯33度2分38秒,東経129度39分34秒 9 北緯33度2分25秒,東経129度39分34秒 イ 北緯33度3分1秒,東経129度39分1秒 ロ 北緯33度3分37秒,東経129度39分12秒 ハ 北緯33度4分31秒,東経129度39分1秒 ニ 北緯33度4分44秒,東経129度37分39秒 ホ 北緯33度5分32秒,東経129度36分41秒 ヘ 北緯33度6分21秒,東経129度37分39秒 ト 北緯33度5分56秒,東経129度39分22秒 チ 北緯33度5分56秒,東経129度40分17秒 リ 北緯33度2分37秒,東経129度39分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8、イ、9の点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 西海市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大島町中ノ島南西端 3 同市同町端ノ島東端 4 同市西海町面高郷曲り鼻 5 同市同町同郷白瀬頂上 6 佐世保市俵ヶ浦町高後崎 7 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 8 同市同町太田和郷太田和港防波堤北側基部 9 同市同町同郷海岸標識B号 イ 1と2を結ぶ直線上1から1,450メートルの点 ロ 3から90度500メートルの点 ハ 4から270度1,200メートルの点 ニ 5から180度1,500メートルの点 ホ 5から270度1,500メートルの点 ヘ 5から0度1,500メートルの点 ト 6と5を結んだ直線上6から1,000メートルの点 チ 6と7を結んだ直線の中央の点 リ 8から260度250メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 にな漁業 まてがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第57号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 広曾根 地先	1 北緯33度1分49秒,東経129度33分41秒 イ 北緯33度3分35秒,東経129度30分4秒 次のイの点を中心とする半径1,500メートルの円周によって囲まれた区域 1 西海市崎戸町蛸浦郷鶴崎 イ 1から300度6,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷	
南共第58号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 大立島 地先	1 北緯33度2分0秒,東経129度25分6秒 2 北緯33度0分13秒,東経129度27分3秒 イ 北緯33度2分33秒,東経129度25分6秒 ロ 北緯33度2分0秒,東経129度24分28秒 ハ 北緯32度59分40秒,東経129度27分3秒 ニ 北緯33度0分13秒,東経129度27分42秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市崎戸町江島色瀬北端 2 同市同町江島小立島南端 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 1から270度1,000メートルのところ ハ 2から180度1,000メートルのところ ニ 2から90度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 江島	
南共第59号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 江島 地先	1 北緯33度2分31秒,東経129度19分56秒 2 北緯33度1分56秒,東経129度18分49秒 3 北緯32度59分47秒,東経129度18分39秒 4 北緯32度58分2秒,東経129度20分36秒 5 北緯33度0分9秒,東経129度21分47秒 6 北緯33度1分16秒,東経129度21分10秒 イ 北緯33度3分4秒,東経129度19分56秒 ロ 北緯33度1分56秒,東経129度18分10秒 ハ 北緯32度59分47秒,東経129度18分1秒 ニ 北緯32度57分29秒,東経129度20分36秒 ホ 北緯32度58分2秒,東経129度21分4秒 ヘ 北緯33度0分9秒,東経129度22分26秒 ト 北緯33度1分16秒,東経129度21分48秒 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市崎戸町江島金頭瀬標識 2 同市同町江島魚瀬標識 3 同市同町江島黒島南端 4 同市同町江島ミツ瀬標識 5 同市同町江島吉田島南東端 6 同市同町江島竹ノ山北端 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から270度1,000メートルのところ ハ 3から270度1,000メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 4から90度1,000メートルのところ ヘ 5から90度1,000メートルのところ ト 6から90度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 江島	
南共第60号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 平島沖合 西ガイ 曾根 地先	1 北緯32度58分54秒,東経129度13分36秒 イ 北緯32度57分53秒,東経129度15分53秒 次のイの点を中心とする半径1,000メートルの円周によって囲まれた区域 1 西海市崎戸町平島名栗瀬頂上 イ 1から118度4,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 平島	
南共第61号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 平島 地先	1 北緯33度1分16秒,東経129度15分37秒 2 北緯33度1分24秒,東経129度14分50秒 3 北緯33度0分3秒,東経129度13分18秒 4 北緯32度58分54秒,東経129度13分36秒 5 北緯33度0分4秒,東経129度15分32秒 イ 北緯33度1分48秒,東経129度15分37秒 ロ 北緯33度1分56秒,東経129度14分50秒 ハ 北緯33度0分13秒,東経129度12分37秒 ニ 北緯32度58分53秒,東経129度13分37秒 ホ 北緯33度0分4秒,東経129度16分11秒 ト 北緯33度1分16秒,東経129度16分16秒 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市崎戸町平島竜崎北端 2 同市同町平島黒崎 3 同市同町平島相崎の鼻西端 4 同市同町平島名栗瀬頂上 5 同市同町平島元ノ瀬頂上 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度1,000メートルのところ ハ 3から285度1,100メートルのところ ニ 4から270度2,500メートルのところ ホ 4から180度3,000メートルのところ ヘ 5から90度1,000メートルのところ ト 1から90度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 平島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第62号	瀬川漁業協同組合	長崎県西海市西海町横瀬郷水浦郷丹納郷川内郷地先	1 北緯33度5分47秒,東経129度40分34秒 2 北緯33度6分5秒,東経129度39分59秒 3 北緯33度5分59秒,東経129度40分46秒 4 北緯33度6分50秒,東経129度40分47秒 5 北緯33度5分17秒,東経129度42分37秒 6 北緯33度6分57秒,東経129度42分42秒 7 北緯33度5分60秒,東経129度43分44秒 8 北緯33度4分32秒,東経129度43分46秒 9 北緯33度4分48秒,東経129度44分20秒 10 北緯33度3分51秒,東経129度44分14秒 11 北緯33度3分57秒,東経129度44分31秒 12 北緯33度3分29秒,東経129度44分24秒 13 北緯33度3分20秒,東経129度43分59秒 14 北緯33度3分44秒,東経129度43分51秒 15 北緯33度2分44秒,東経129度43分34秒 イ 北緯33度5分56秒,東経129度40分17秒 ロ 北緯33度6分25秒,東経129度40分46秒 ハ 北緯33度6分7秒,東経129度42分40秒 ニ 北緯33度5分39秒,東経129度43分11秒 ホ 北緯33度4分40秒,東経129度44分3秒 ヘ 北緯33度3分54秒,東経129度44分23秒 ト 北緯33度3分38秒,東経129度44分20秒 チ 北緯33度3分19秒,東経129度44分4秒 リ 北緯33度3分4秒,東経129度43分58秒 ヌ 北緯33度2分59秒,東経129度43分56秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、15の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 2 佐世保市俵ヶ浦町高後崎 3 西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端 4 佐世保市俵ヶ浦町大久保南端 5 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻 6 佐世保市庵の浦町庵浦橋第2号 7 同市針尾西町口木鼻の西端 8 西海市西海町水の浦郷一本松鼻 9 佐世保市針尾西町20番地西端 10 西海市西海町水浦郷水浦鼻東端 11 佐世保市針尾中町コロビ石カンゴ岩西端 12 西海市西彼町伊ノ浦郷大塔鼻突端 13 同市西海町丹納郷浄土島東端 14 同市同町川内郷管根崎 15 同市西彼町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(木場川橋の中央) イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ニ 5と7を結ぶ直線の中央のところ ホ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ヘ 10と11を結ぶ直線の中央のところ ト 10と12を結ぶ直線上12から300メートルのところ チ 13から110度120メートルのところ リ 14から90度185メートルのところ ヌ 14から140度180メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 まてがい漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業))雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建干網漁業 雑魚四手網漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業 (第三種共同漁業) ぼら飼付漁業 いわし地びき網漁業 たい船びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市西海町横瀬郷水浦郷丹納郷川内郷太田原郷木場郷	1. 西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端と佐世保市針尾西町口木鼻の西端を結ぶ直線以北の海域においては第2種、第3種共同漁業を営んではない
南共第63号	西彼町漁業協同組合	長崎県西海市西彼町地先	1 北緯33度2分48秒,東経129度43分34秒 2 北緯33度3分4秒,東経129度43分51秒 3 北緯33度3分20秒,東経129度43分59秒 4 北緯33度3分29秒,東経129度44分24秒 5 北緯33度3分51秒,東経129度44分14秒 6 北緯33度3分41秒,東経129度44分34秒 7 北緯33度2分56秒,東経129度45分44秒 8 北緯33度3分1秒,東経129度45分51秒 9 北緯33度3分3秒,東経129度46分5秒 10 北緯33度1分19秒,東経129度45分50秒 11 北緯33度1分18秒,東経129度46分49秒 12 北緯33度0分43秒,東経129度48分41秒 13 北緯32度58分15秒,東経129度49分29秒 14 北緯32度57分28秒,東経129度48分54秒 15 北緯32度57分28秒,東経129度48分48秒 16 北緯32度57分30秒,東経129度48分48秒 17 北緯32度57分30秒,東経129度48分52秒 18 北緯32度57分35秒,東経129度48分44秒 19 北緯32度57分36秒,東経129度48分45秒 20 北緯32度57分35秒,東経129度48分41秒 21 北緯32度57分37秒,東経129度48分43秒 22 北緯32度57分40秒,東経129度48分39秒 23 北緯32度57分37秒,東経129度48分35秒 24 北緯32度57分38秒,東経129度48分35秒 25 北緯32度57分39秒,東経129度48分29秒 26 北緯32度57分40秒,東経129度48分29秒 27 北緯32度57分40秒,東経129度48分28秒 28 北緯32度57分43秒,東経129度48分30秒 29 北緯32度57分42秒,東経129度48分26秒 イ 北緯33度2分59秒,東経129度43分56秒 ロ 北緯33度3分4秒,東経129度43分58秒 ハ 北緯33度3分19秒,東経129度44分4秒 ニ 北緯33度3分38秒,東経129度44分20秒 ホ 北緯33度3分35秒,東経129度44分29秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ各直線、ホからヘに至る伊の浦瀬戸の中央線、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ヲ、ワ、14、カ、コ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、29の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町と同市西彼町との境界(木場川橋の中央点) 2 同市西海町川内郷管根崎 3 同市同町丹納郷浄土島東端 4 同市西彼町伊ノ浦郷大塔鼻突端 5 同市西海町水浦郷水浦鼻東端 6 佐世保市針尾中町赤崎南西端 7 西海市西彼町小迎郷魚釣鼻 8 佐世保市針尾東町平瀬の鼻 9 同市同町明星鼻突端 10 西海市西彼町白崎郷母衣崎突端 11 同市同町宮浦郷沖標島北端 12 同市同町亀浦郷野島北端 13 同市同町風早郷琵琶ノ首鼻 14 同市同町白似田郷出口小島南端 15 長崎市琴海大平町小島東端 16 同市同町小屋場 17 西海市西彼町白似田郷湯島南端 18 長崎市琴海大平町横瀬の鼻 19 西海市西彼町白似田郷湯島黒木谷の鼻 20 長崎市琴海大平町瀬戸の鼻 21 西海市西彼町白似田郷つと島南端 22 同市同町同郷長島南東端 23 長崎市琴海大平町釜の堰 24 西海市西彼町白似田郷長島南端 25 長崎市琴海大平町馬垣の鼻 26 西海市西彼町白似田郷前の小島南端 27 長崎市琴海大平町中の浦鼻	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) いぎす漁業 ひとえぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あこやがい漁業 あさり漁業 かき漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業))雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 しらうお四手網漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業))ぼら飼付漁業 いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市西彼町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第64号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 琴海大平町 琴海尾戸町 琴海形上町 長浦町 琴海戸根原町 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 長与町 地先	1 北緯32度57分42秒 東経129度48分26秒 2 北緯32度57分43秒 東経129度48分30秒 3 北緯32度57分40秒 東経129度48分28秒 4 北緯32度57分40秒 東経129度48分29秒 5 北緯32度57分39秒 東経129度48分29秒 6 北緯32度57分38秒 東経129度48分35秒 7 北緯32度57分37秒 東経129度48分35秒 8 北緯32度57分40秒 東経129度48分39秒 9 北緯32度57分37秒 東経129度48分43秒 10 北緯32度57分35秒 東経129度48分41秒 11 北緯32度57分35秒 東経129度48分44秒 12 北緯32度57分36秒 東経129度48分45秒 13 北緯32度57分30秒 東経129度48分48秒 14 北緯32度57分30秒 東経129度48分52秒 15 北緯32度57分28秒 東経129度48分48秒 16 北緯32度57分28秒 東経129度48分54秒 17 北緯32度53分44秒 東経129度48分22秒 18 北緯32度51分48秒 東経129度49分1秒 19 北緯32度53分30秒 東経129度50分18秒 20 北緯32度51分38秒 東経129度51分8秒 21 北緯32度52分56秒 東経129度52分51秒 22 北緯32度52分16秒 東経129度53分25秒 23 北緯32度52分48秒 東経129度53分49秒 イ 北緯32度57分43秒 東経129度48分28秒 ロ 北緯32度57分40秒 東経129度48分28秒 ハ 北緯32度57分40秒 東経129度48分29秒 ニ 北緯32度57分37秒 東経129度48分35秒 ホ 北緯32度57分38秒 東経129度48分40秒 ヘ 北緯32度57分36秒 東経129度48分42秒 ト 北緯32度57分35秒 東経129度48分44秒 チ 北緯32度57分30秒 東経129度48分50秒 リ 北緯32度57分28秒 東経129度48分51秒 ヌ 北緯32度57分28秒 東経129度50分4秒 ル 北緯32度54分25秒 東経129度49分54秒 ラ 北緯32度53分37秒 東経129度49分56秒 ワ 北緯32度53分46秒 東経129度50分18秒 カ 北緯32度53分37秒 東経129度50分59秒 コ 北緯32度54分2秒 東経129度51分31秒 タ 北緯32度53分21秒 東経129度53分49秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、16、ヌ、ル、ワ、フ、カ、ヨ、タの22の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、長与川における河川との境界は船津橋下流端とする1 長崎市琴海大平町小島浦波止の南端付根 2 西海市西彼町白似田郷前の小島北端 3 長崎市琴海大平町中の浦島 4 西海市西彼町白似田郷前の小島南端 5 長崎市琴海大平町馬垣の鼻 6 西海市西彼町白似田郷長島南端 7 長崎市琴海大平町弁の樋 8 西海市西彼町白似田郷長島南東端 9 同市同町同郷ツト島南端 10 長崎市琴海大平町瀬戸の鼻 11 同市同町横瀬の鼻 12 西海市西彼町白似田郷湯島黒木谷の鼻 13 長崎市琴海大平町小屋端 14 西海市西彼町白似田郷湯島南端 15 長崎市琴海大平町小島東端 16 西海市西彼町白似田郷出口小島南端 17 長崎市琴海戸根原町と同市琴海戸根町との最高高潮時海岸線における境界 18 西彼杵郡時津町千々川郷と同郡同町日並郷との最高高潮時海岸線における境界 19 同郡同町黒島北端 20 同郡同町と同郡長与町との最高高潮時海岸線における境界 21 同郡長与町堂崎島北端 22 西彼杵郡長与町と諫早市多良見町との最高高潮時海岸線における境界 23 同市多良見町二見瀬島北端 イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ニ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ホ 8と10を結ぶ直線の中央のところ ヘ 9と10を結ぶ直線の中央のところ ト 11と12を結ぶ直線の中央のところ チ 13と14を結ぶ直線の中央のところ リ 15と16を結ぶ直線の中央のところ ヌ 16から90度1,800メートルのところ ル 17から62度2,700メートルのところ ワ 18から23度3,650メートルのところ ラ 19から0度500メートルのところ カ 20から356度3,650メートルのところ コ 21から314度2,900メートルのところ タ 23から0度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 おのり漁業 おのり漁業 てんぐさ漁業 ひとえぐさ漁業 もすぐ漁業 あこやがい漁業 あずまにしき漁業 あさり漁業 かき漁業 さざえ漁業 にし漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 うに漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 いかかご漁業 あなごかご漁業 うなぎかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長崎市 琴海大平町 琴海尾戸町 琴海形上町 長浦町 琴海戸根原町 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 長与町	
南共第65号	大村湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 多良見町 地先	1 北緯32度52分16秒 東経129度53分25秒 2 北緯32度52分46秒 東経129度53分49秒 3 北緯32度52分14秒 東経129度56分19秒 4 北緯32度51分46秒 東経129度57分6秒 5 北緯32度52分32秒 東経129度57分48秒 6 北緯32度50分31秒 東経129度59分38秒 7 北緯32度50分55秒 東経129度59分40秒 イ 北緯32度53分21秒 東経129度53分49秒 ロ 北緯32度52分22秒 東経129度56分19秒 ハ 北緯32度52分36秒 東経129度56分19秒 ニ 北緯32度52分10秒 東経129度57分27秒 ホ 北緯32度50分35秒 東経129度59分38秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡長与町と諫早市多良見町との最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市多良見町二見瀬島北端 3 同市同町市島東端 4 同市同町カサセ島東端 5 大村市西部町ソネの崎 6 諫早市多良見町シーサイドタウン埋立地北側護岸標識(シーサイドタウン埋立地北東端から西方海岸沿いに37メートルのところ) 7 大村市清陸町先網代ジッカ鼻標識 イ 2から0度1,000メートルのところ ロ 3から0度250メートルのところ ハ 3から0度700メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 6と7を結ぶ直線上の6から120メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 おのり漁業 おのり漁業 てんぐさ漁業 もすぐ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 うなぎかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	諫早市 多良見町	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南共第70号	大村湾漁業協同組合	長崎県東彼杵郡東彼杵町地先	1 北緯32度59分8秒 東経129度57分1秒 2 北緯33度1分40秒 東経129度55分44秒 3 北緯33度2分29秒 東経129度54分14秒 4 北緯33度3分51秒 東経129度52分38秒 イ 北緯32度59分8秒 東経129度55分44秒 ロ 北緯33度0分54秒 東経129度54分49秒 ハ 北緯33度1分43秒 東経129度53分19秒 ニ 北緯33度3分2秒 東経129度52分37秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 大村市松原2丁目と同市武留路町との最高高潮時海岸線における境界 2 東彼杵郡東彼杵町彼杵郷名切川北岸先端 3 同郡同町蔵本郷字妙見立神鼻標識 4 同郡同町と同郡川棚町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から225度2,000メートルのところ ハ 3から225度2,000メートルのところ ニ 4から180度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 もずく漁業 あこやがい漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東彼杵郡東彼杵町	
南共第71号	大村湾漁業協同組合	長崎県東彼杵郡川棚町地先	1 北緯33度3分51秒 東経129度52分38秒 2 北緯33度2分9秒 東経129度49分28秒 3 北緯33度4分2秒 東経129度48分14秒 4 北緯33度3分48秒 東経129度52分25秒 5 北緯33度3分48秒 東経129度52分16秒 6 北緯33度3分46秒 東経129度51分47秒 7 北緯33度3分46秒 東経129度51分43秒 イ 北緯33度3分2秒 東経129度52分37秒 ロ 北緯33度1分33秒 東経129度49分28秒 ハ 北緯33度2分52秒 東経129度48分4秒 ニ 北緯33度3分44秒 東経129度52分22秒 ホ 北緯33度3分45秒 東経129度52分15秒 ヘ 北緯33度3分43秒 東経129度51分46秒 ト 北緯33度3分43秒 東経129度51分42秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と、6、ヘ、ト、7の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた2区域を除く 1 東彼杵郡東彼杵町と同郡川棚町との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡川棚町大崎鼻標識 3 同郡同町梅ヶ崎突端 4 同郡同町川棚港東突堤標識(丸防波堤付根) 5 同郡同町川棚港西岸突堤付根 6 同郡同町川棚川河口東岸突堤南端 7 同郡同町川棚川河口西岸突端 イ 1から180度1,500メートルのところ ロ 2から180度1,100メートルのところ ハ 3から187度2,181メートルのところ ニ 4から208度30分150メートルのところ ホ 5から194度30分100メートルのところ ヘ 6から203度30分100メートルのところ ト 7から203度30分100メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あこやがい漁業 あさり漁業 さざえ漁業 へびがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) ほら飼付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東彼杵郡川棚町	
南共第72号	佐世保市南部漁業協同組合	長崎県佐世保市宮津町江上町地先	1 北緯33度4分2秒 東経129度48分14秒 2 北緯33度3分38秒 東経129度47分20秒 3 北緯33度3分1秒 東経129度47分41秒 4 北緯33度3分37秒 東経129度47分6秒 5 北緯33度3分44秒 東経129度46分53秒 6 北緯33度3分58秒 東経129度47分3秒 7 北緯33度4分2秒 東経129度46分57秒 8 北緯33度3分59秒 東経129度46分42秒 9 北緯33度4分16秒 東経129度46分42秒 10 北緯33度4分25秒 東経129度46分18秒 11 北緯33度4分34秒 東経129度46分28秒 12 北緯33度4分34秒 東経129度46分11秒 13 北緯33度4分29秒 東経129度45分57秒 14 北緯33度4分36秒 東経129度45分58秒 15 北緯33度4分51秒 東経129度45分42秒 16 北緯33度4分49秒 東経129度45分34秒 17 北緯33度5分19秒 東経129度45分55秒 18 北緯33度5分23秒 東経129度45分46秒 19 北緯33度5分30秒 東経129度45分50秒 20 北緯33度6分2秒 東経129度46分7秒 21 北緯33度4分41秒 東経129度46分54秒 22 北緯33度4分33秒 東経129度47分1秒 23 北緯33度4分54秒 東経129度47分48秒 イ 北緯33度2分52秒 東経129度48分4秒 ロ 北緯33度2分59秒 東経129度47分33秒 ハ 北緯33度2分56秒 東経129度47分0秒 ニ 北緯33度3分24秒 東経129度46分54秒 ホ 北緯33度3分34秒 東経129度47分4秒 ヘ 北緯33度3分51秒 東経129度46分58秒 ト 北緯33度4分1秒 東経129度46分49秒 チ 北緯33度4分7秒 東経129度46分42秒 リ 北緯33度4分14秒 東経129度46分31秒 ヌ 北緯33度4分30秒 東経129度46分23秒 ル 北緯33度4分30秒 東経129度46分11秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、フ、ワ、カ、ツ、ソの各点を順次結んだ各直線、21、タ、レ、ソ、ツ、シ、ム、ウ、キ、ノの各点を順次結んだ各直線、及び20から21、3から11に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 東彼杵郡川棚町梅ヶ崎突端 2 佐世保市江上町横島西端 3 同市長畑町芳原大村波止付根 4 同市江上町横島西端 5 同市針尾東町雫崎突端 6 同市江上町大島赤鼻突端 7 同市針尾東町ビノス突端 8 同市針尾東町焼山東鼻突端 11 同市江上町江上浦三重崎突端 12 同市同町兎島南端 13 同市針尾東町高畑鼻北端 14 同市江上町安崎鼻突端 15 同市千島瀬工ビス鼻 16 同市針尾東町勝負越の鼻 17 同市江上町松ヶ崎 18 同市針尾東町棧鼻 19 同市江上町小島西端 20 同市江上町と同市針尾東町との江上浦の最高高潮時海岸線における境界 21 同市江上町平瀬の鼻標識 22 同市江上町大島竹ノ下突端標識 23 同市長畑町南風の鼻突端標識 イ 1から187度2,181メートルのところ ロ 2から164度1,272メートルのところ ハ 4から187度1,272メートルのところ ニ 4から219度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) おごりのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 にし漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 うなぎかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市宮津町長畑町江上町指方町有福町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
			ア 北緯33度4分33秒、東経129度40分38秒 ワ 北緯33度4分50秒、東経129度45分38秒 カ 北緯33度5分21秒、東経129度45分50秒 ヨ 北緯33度5分30秒、東経129度45分48秒 タ 北緯33度4分40秒、東経129度46分54秒 レ 北緯33度4分43秒、東経129度47分2秒 ソ 北緯33度4分46秒、東経129度47分12秒 ツ 北緯33度4分43秒、東経129度47分13秒 ネ 北緯33度4分37秒、東経129度47分16秒 ナ 北緯33度4分38秒、東経129度47分19秒 ラ 北緯33度4分41秒、東経129度47分18秒 ム 北緯33度4分45秒、東経129度47分16秒 ウ 北緯33度4分48秒、東経129度47分20秒 ホ 北緯33度4分57秒、東経129度47分22秒 ノ 北緯33度4分55秒、東経129度47分41秒	ハ 4から219度の中央のところ ヘ 6と5を結ぶ直線の中央のところ ト 7と8を結ぶ直線の中央のところ チ 8と9を結ぶ直線の中央のところ リ 9から260度273メートルのところ ヌ 10と11を結ぶ直線の中央のところ ル 12から180度127メートルのところ ロ 13と14を結ぶ直線の中央のところ ワ 16と15を結ぶ直線の中央のところ カ 18と17を結ぶ直線の中央のところ コ 19から270度の直線上同郷と対岸との中央のところ タ 21から180度22メートルのところ レ 22から5度30分290メートルのところ ソ 22から37度10分495メートルのところ ツ 22から48度55分435メートルのところ ネ 22から74度30分405メートルのところ ナ 22から74度30分496メートルのところ ラ 23から242度10分880メートルのところ ム 23から251度865メートルのところ ウ 23から255度740メートルのところ ホ 23から278度30分685メートルのところ ノ 3から181度45分200メートルのところ							
南共第73号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町 針尾先	1 北緯33度6分2秒、東経129度46分7秒 2 北緯33度5分30秒、東経129度45分50秒 3 北緯33度5分23秒、東経129度45分46秒 4 北緯33度5分19秒、東経129度45分55秒 5 北緯33度4分49秒、東経129度45分34秒 6 北緯33度4分51秒、東経129度45分42秒 7 北緯33度4分29秒、東経129度45分57秒 8 北緯33度4分36秒、東経129度45分58秒 9 北緯33度4分34秒、東経129度46分11秒 10 北緯33度4分25秒、東経129度46分18秒 11 北緯33度4分34秒、東経129度46分28秒 12 北緯33度4分16秒、東経129度46分42秒 13 北緯33度3分59秒、東経129度46分42秒 14 北緯33度4分2秒、東経129度46分57秒 15 北緯33度3分44秒、東経129度46分53秒 16 北緯33度3分48秒、東経129度47分3秒 17 北緯33度3分37秒、東経129度47分6秒 18 北緯33度3分3秒、東経129度46分5秒 19 北緯33度1分19秒、東経129度45分50秒 20 北緯33度3分1秒、東経129度45分51秒 21 北緯33度2分56秒、東経129度45分44秒 22 北緯33度3分41秒、東経129度44分34秒 23 北緯33度3分29秒、東経129度44分24秒 24 北緯33度3分57秒、東経129度44分31秒 25 北緯33度3分51秒、東経129度44分14秒 26 北緯33度4分48秒、東経129度44分20秒 27 北緯33度4分32秒、東経129度43分46秒 28 北緯33度5分60秒、東経129度43分44秒 29 北緯33度5分17秒、東経129度42分37秒 30 北緯33度6分12秒、東経129度43分53秒 31 北緯33度7分17秒、東経129度44分37秒 32 北緯33度7分33秒、東経129度44分7秒 33 北緯33度7分31秒、東経129度44分48秒 34 北緯33度7分55秒、東経129度44分30秒	次のイ、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、16、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨの各点を順次結んだ各直線、ヨから外に至る伊の浦瀬戸の中央線、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノの各点を順次結んだ各直線、ノからオに至る牛の浦の中央線、オと39の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、40、ク、41の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 佐世保市江上町と同市針尾東町との江上浦の最高高潮時海岸線における境界 2 同市江上町小島西端 3 同市針尾東町横鼻標識 4 同市江上町砂ヶ崎標識 5 同市針尾東町鰐魚越の鼻標識 6 同市江上町千鳥瀬エビス鼻標識 7 同市針尾東町高畑鼻北端 8 同市江上町江上浦安崎鼻突端標識 9 同市同町兎島南端 10 同市針尾東町焼山山東端標識 11 同市江上町江上浦三重突端標識 12 同市同町大島丸崎鼻突端標識 13 同市針尾東町トビの巣突端標識 14 同市江上町大島イカス鼻突端標識 15 同市針尾東町鉾崎突端標識 16 同市江上町大島赤鼻突端標識 17 同市同町横島西端 18 同市針尾東町明星ノ鼻突端標識 19 西海市西彼阿白崎郷母衣崎突端標識 20 佐世保市針尾東町平ノ瀬鼻標識 21 西海市西彼町小迎郷魚釣崎標識 22 佐世保市針尾中町赤崎南西端 23 西海市西彼町伊の浦郷大塔鼻突端標識 24 佐世保市針尾中町コビロカンゴ岩西端	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) いずす漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 まてかい漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 鮫魚磯刺網漁業 鮫魚小型定置漁業 鮫魚達干網漁業 鮫魚かご漁業 かにかご漁業 いかかご漁業 あながこご漁業 (第三種共同漁業) 鮫魚船びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			35 北緯33度7分35秒,東経129度45分9秒 36 北緯33度7分26秒,東経129度45分7秒 37 北緯33度7分29秒,東経129度45分28秒 38 北緯33度6分58秒,東経129度45分31秒 39 北緯33度6分50秒,東経129度45分38秒 40 北緯33度6分11秒,東経129度45分9秒 41 北緯33度5分57秒,東経129度44分52秒 イ 北緯33度5分30秒,東経129度45分48秒 ロ 北緯33度5分21秒,東経129度45分50秒 ハ 北緯33度4分50秒,東経129度45分38秒 ニ 北緯33度4分33秒,東経129度45分58秒 ホ 北緯33度4分30秒,東経129度46分11秒 ヘ 北緯33度4分30秒,東経129度46分23秒 ト 北緯33度4分14秒,東経129度46分31秒 チ 北緯33度4分7秒,東経129度46分42秒 リ 北緯33度4分1秒,東経129度46分49秒 ヌ 北緯33度3分51秒,東経129度46分58秒 ル 北緯33度3分34秒,東経129度47分4秒 ヲ 北緯33度3分24秒,東経129度46分54秒 ワ 北緯33度2分56秒,東経129度47分0秒 カ 北緯33度2分47秒,東経129度46分3秒 ヨ 北緯33度2分59秒,東経129度45分47秒 タ 北緯33度3分35秒,東経129度44分29秒 レ 北緯33度3分38秒,東経129度44分20秒 ソ 北緯33度3分54秒,東経129度44分23秒 ツ 北緯33度4分40秒,東経129度44分3秒 ネ 北緯33度5分39秒,東経129度43分11秒 ナ 北緯33度6分24秒,東経129度43分39秒 ラ 北緯33度7分23秒,東経129度44分27秒 ム 北緯33度7分43秒,東経129度44分39秒 ウ 北緯33度7分42秒,東経129度44分59秒 ヰ 北緯33度7分44秒,東経129度45分11秒 ノ 北緯33度7分28秒,東経129度45分18秒 オ 北緯33度6分54秒,東経129度45分31秒 ク 北緯33度6分10秒,東経129度44分49秒	26 西海市西海町水ノ浦細水ノ浦東水端 27 佐世保市針尾西町20番地西端標識 28 西海市西海町水ノ浦郷一本松鼻標識 29 佐世保市針尾西町口木鼻西端 30 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻北東端 31 佐世保市針尾西町口木鼻北端 32 同市針尾北町カマス崎突角標識 33 同市崎辺町久木島百間鼻南端 34 同市針尾北町大崎鼻北端標識 35 同市東浜町白崎鼻突端標識 36 同市同町高島南端 37 同市針尾北町大崎鼻ツツミ岩鼻標識 38 同市有福岡牛の浦焼崎鼻西端 39 同市江上町稲荷崎標識 40 同市針尾北町と同市江上町との牛の浦の最 高潮時海岸線における境界 41 同市同町289番地先標柱 イ 2から270度の直線と最高高潮時海岸線にお ける対岸との中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ニ 7と8を結ぶ直線の中央のところ ホ 9から180度127メートルのところ ヘ 10と11を結ぶ直線の中央のところ ト 12から260度273メートルのところ チ 12と13を結ぶ直線の中央のところ リ 13と14を結ぶ直線の中央のところ ヌ 15と16を結ぶ直線の中央のところ ル 17から219度85メートルのところ ヲ 17から219度500メートルのところ ワ 17から187度1,272メートルのところ カ 18と19を結ぶ直線上18から500メートルのと ころ ヨ 20と21を結ぶ直線の中央のところ タ 22と23を結ぶ直線の中央のところ レ 23と25を結ぶ直線上23から300メートルのと ころ ソ 24と25を結ぶ直線の中央のところ ツ 26と27を結ぶ直線の中央のところ ネ 28と29を結ぶ直線の中央のところ ナ 30から315度500メートルのところ ラ 31と32を結ぶ直線上32から630メートルのと ころ ム 33と34を結ぶ直線の中央のところ ウ 33と35を結ぶ直線の中央のところ ヰ 35から168度270メートルのところ ノ 36と37を結ぶ直線の中央のところ オ 38から187度の直線と最高高潮時海岸線に						

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第74号	佐世保市南部漁業協同組合	長崎県佐世保市有福町地先	1 北緯33度6分50秒、東経129度45分38秒 2 北緯33度6分58秒、東経129度45分31秒 3 北緯33度7分29秒、東経129度45分28秒 4 北緯33度7分26秒、東経129度45分7秒 5 北緯33度7分41秒、東経129度45分29秒 6 北緯33度7分53秒、東経129度45分9秒 7 北緯33度8分5秒、東経129度45分30秒 8 北緯33度8分1秒、東経129度45分18秒 9 北緯33度8分30秒、東経129度45分17秒 10 北緯33度8分36秒、東経129度46分43秒 11 北緯33度8分29秒、東経129度46分42秒 12 北緯33度8分37秒、東経129度46分55秒 13 北緯33度8分37秒、東経129度46分58秒 14 北緯33度8分26秒、東経129度47分11秒 15 北緯33度8分25秒、東経129度47分10秒 16 北緯33度8分20秒、東経129度47分17秒 17 北緯33度8分20秒、東経129度47分14秒 18 北緯33度8分17秒、東経129度45分42秒 19 北緯33度8分15秒、東経129度45分39秒 イ 北緯33度6分54秒、東経129度45分31秒 ロ 北緯33度7分28秒、東経129度45分18秒 ハ 北緯33度7分44秒、東経129度45分11秒 ニ 北緯33度7分47秒、東経129度45分19秒 ホ 北緯33度8分3秒、東経129度45分24秒 ヘ 北緯33度8分17秒、東経129度45分23秒 ト 北緯33度8分32秒、東経129度46分42秒 チ 北緯33度8分26秒、東経129度47分11秒 リ 北緯33度8分20秒、東経129度47分16秒 ヌ 北緯33度8分18秒、東経129度45分40秒	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 にし漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚底刺網漁業 雑魚かご漁業 あなかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市宮津町南風崎町長畑町江上町指方町有福町	
南共第75号	佐世保市漁業協同組合	長崎県佐世保市白岳町東浜町天神町地先	1 北緯33度7分33秒、東経129度44分7秒 2 北緯33度7分17秒、東経129度44分37秒 3 北緯33度7分55秒、東経129度44分30秒 4 北緯33度7分31秒、東経129度44分48秒 5 北緯33度7分53秒、東経129度45分9秒 6 北緯33度7分41秒、東経129度45分29秒 7 北緯33度8分1秒、東経129度45分18秒 8 北緯33度8分5秒、東経129度45分30秒 9 北緯33度8分30秒、東経129度45分17秒 10 北緯33度8分36秒、東経129度46分43秒 11 北緯33度8分29秒、東経129度46分42秒 12 北緯33度8分37秒、東経129度46分55秒 13 北緯33度7分56秒、東経129度44分24秒 ロ 北緯33度7分23秒、東経129度44分27秒 イ 北緯33度7分43秒、東経129度44分39秒 ハ 北緯33度7分42秒、東経129度44分59秒 ニ 北緯33度7分44秒、東経129度45分11秒 ホ 北緯33度7分47秒、東経129度45分19秒 ヘ 北緯33度8分3秒、東経129度45分24秒 ト 北緯33度8分17秒、東経129度45分23秒 チ 北緯33度8分32秒、東経129度46分42秒 リ 北緯33度7分30秒、東経129度44分13秒 ヌ 北緯33度7分30秒、東経129度44分14秒 ル 北緯33度7分39秒、東経129度44分8秒 ラ 北緯33度7分41秒、東経129度44分14秒 ワ 北緯33度7分53秒、東経129度44分2秒 カ 北緯33度7分58秒、東経129度44分9秒 コ 北緯33度7分49秒、東経129度44分17秒 タ 北緯33度7分55秒、東経129度44分25秒	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あおりの漁業 いぎす漁業 おこのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 かき漁業 さざえ漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかご漁業 (三種共同漁業) いか船びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町横ヶ浦町	

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南共第79号	諫早湾漁業協同組合 外4名	長崎県 雲仙市 国見町 から 南島原市 布津町 までの 地先	1 北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒 2 北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒 3 北緯32度52分48秒,東経130度18分7秒 4 北緯32度52分40秒,東経130度18分33秒 5 北緯32度46分47秒,東経130度22分54秒 6 北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒 7 北緯32度48分56秒,東経130度21分28秒 8 北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒 9 北緯32度46分10秒,東経130度22分23秒 10 北緯32度46分1秒,東経130度22分30秒 11 北緯32度45分53秒,東経130度22分28秒 12 北緯32度45分53秒,東経130度22分15秒 13 北緯32度44分20秒,東経130度22分27秒 14 北緯32度44分18秒,東経130度22分26秒 イ 北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒 ロ 北緯32度55分35秒,東経130度14分36秒 ハ 北緯32度58分45秒,東経130度19分53秒 ニ 北緯32度47分20秒,東経130度27分38秒 ホ 北緯32度42分57秒,東経130度28分11秒 ヘ 北緯32度41分40秒,東経130度26分46秒 ト 北緯32度49分7秒,東経130度22分9秒 チ 北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒 リ 北緯32度46分5秒,東経130度22分33秒	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) たいらぎ漁業 ばい漁業 たご漁業 (第二種共同漁業) 雑魚底刺網漁業 あんこう網漁業 かにかご漁業 いかかご漁業 あなごかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 雲仙市 国見町 多比良 土黒 島原市 南島原市 深江町 布津町	

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第3号	九十九島漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 佐々川下流 地先	1 北緯33度12分4秒,東経129度38分19秒 2 北緯33度12分24秒,東経129度38分50秒 3 北緯33度13分52秒,東経129度38分19秒 4 北緯33度13分52秒,東経129度38分25秒 5 北緯33度12分26秒,東経129度38分41秒	次の1、2、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結ぶ直線及びから4、4から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町と同市小佐々町小坂との最高高潮時海岸線における境界 2 同市光町埋立地北西端 3 同市小佐々町と北松浦郡佐々町との最高高潮時海岸線における境界 4 北松浦郡佐々町芳の浦佐々川東岸標識A号(3から90度の直線と対岸との交差点) 5 同郡同町羽恵崎突端	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚底刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市小佐々町	
北共第4号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 地先	1 北緯33度12分16秒,東経129度37分27秒 2 北緯33度12分16秒,東経129度37分13秒 3 北緯33度12分21秒,東経129度37分13秒 4 北緯33度11分52秒,東経129度36分40秒 5 北緯33度12分11秒,東経129度36分50秒 6 北緯33度11分59秒,東経129度36分0秒 7 北緯33度12分5秒,東経129度35分51秒 8 北緯33度11分34秒,東経129度34分53秒 9 北緯33度11分42秒,東経129度34分43秒 10 北緯33度13分5秒,東経129度33分10秒 11 北緯33度13分5秒,東経129度32分44秒 12 北緯33度14分29秒,東経129度33分22秒 13 北緯33度14分12秒,東経129度33分21秒 14 北緯33度14分24秒,東経129度33分44秒 15 北緯33度13分58秒,東経129度33分43秒 16 北緯33度14分34秒,東経129度34分4秒 17 北緯33度10分26秒,東経129度31分12秒 18 北緯33度15分34秒,東経129度30分5秒 19 北緯33度12分28秒,東経129度37分3秒 20 北緯33度12分32秒,東経129度37分12秒 イ 北緯33度12分19秒,東経129度37分13秒 ロ 北緯33度12分2秒,東経129度36分45秒 ハ 北緯33度12分2秒,東経129度35分56秒 ニ 北緯33度11分38秒,東経129度34分48秒 ホ 北緯33度11分29秒,東経129度34分7秒 ヘ 北緯33度12分15秒,東経129度32分34秒 ト 北緯33度13分55秒,東経129度32分3秒 チ 北緯33度14分15秒,東経129度32分11秒 リ 北緯33度14分20秒,東経129度33分22秒 ヌ 北緯33度14分11秒,東経129度33分43秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、16の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、19、20の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 佐世保市浅子町と同市小佐々町小坂との最高高潮時海岸線における境界 2 同市浅子町網屋の鼻 3 同市小佐々町小坂堤の浦北口突端 4 同市浅子町上小高島北東端 5 同市小佐々町白ノ浦高島崎 6 同市相浦町トコイ北端 7 同市小佐々町西川内村ノ島南西端 8 同市高島町高島北西端 9 同市小佐々町楠泊笹島南端 10 同市同町楠泊神崎鼻北端 11 同市同町矢岳下島北西端 12 同市鹿町町長串崎割石鼻 13 同市小佐々町矢岳丸島北端 14 同市鹿町町長串崎水場 15 同市小佐々町矢岳前島北東端 16 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高潮時海岸線における境界 17 同市黒島町伊島北端 18 平戸市木ヶ津町赤松鼻 19 佐世保市小佐々町白ノ浦小臼ノ浦南鼻北端 20 同市同町小坂平田鼻を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 8と7を結ぶ直線の中央のところ ニ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ホ 9と17を結ぶ直線上9から1,000メートルのところ ヘ 10と17を結ぶ直線上10から1,750メートルのところ ト 11から270度1,000メートルのところ チ 11と18を結ぶ直線上11から1,000メートルのところ リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) おごり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市小佐々町	
北共第5号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 地先	1 北緯33度13分55秒,東経129度32分42秒 2 北緯33度14分34秒,東経129度34分4秒 3 北緯33度13分56秒,東経129度33分43秒 4 北緯33度14分24秒,東経129度33分44秒 5 北緯33度14分2秒,東経129度33分21秒 6 北緯33度14分29秒,東経129度33分22秒 7 北緯33度15分34秒,東経129度32分57秒 8 北緯33度17分28秒,東経129度34分0秒 9 北緯33度18分14秒,東経129度35分30秒 10 北緯33度17分41秒,東経129度35分18秒 11 北緯33度18分40秒,東経129度35分58秒 12 北緯33度18分29秒,東経129度36分7秒 13 北緯33度18分49秒,東経129度36分16秒 14 北緯33度18分43秒,東経129度36分27秒 15 北緯33度18分54秒,東経129度36分30秒 16 北緯33度15分34秒,東経129度30分5秒 17 北緯33度17分9秒,東経129度30分43秒 18 北緯33度18分50秒,東経129度31分55秒 19 北緯33度18分41秒,東経129度36分22秒 イ 北緯33度14分11秒,東経129度33分43秒 ロ 北緯33度14分20秒,東経129度33分22秒 ハ 北緯33度14分15秒,東経129度32分11秒 ニ 北緯33度15分34秒,東経129度33分3秒 ホ 北緯33度17分57秒,東経129度34分15秒 ヘ 北緯33度17分58秒,東経129度35分24秒 チ 北緯33度18分35秒,東経129度36分3秒 リ 北緯33度18分45秒,東経129度36分19秒 ヌ 北緯33度18分48秒,東経129度36分29秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳下島北西端 2 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市小佐々町矢岳前島北東端 4 同市鹿町町長串崎水場 5 同市小佐々町矢岳丸島北端 6 同市鹿町町長串崎割石鼻 7 同市同町九十九島下忠六島南端 8 同市同町九十九島瀬尻島北端 9 平戸市田平町深月免蛇子崎南端 10 佐世保市鹿町口の星黒崎標識A号 11 平戸市田平町深月免干場村上鼻 12 佐世保市鹿町口の里間里波止標識A号 13 平戸市田平町深月免海岸標識B号(11から北東方向に450メートルのところ) 14 佐世保市鹿町口の里鮮が崎 15 同市江迎町末橋と平戸市田平町深月免との最高高潮時海岸線における境界 16 平戸市木ヶ津町赤松鼻 17 同市木場町野島北端 18 同市水窪町曲り京崎鼻 19 佐世保市鹿町口の里海岸標識C号(12から北東方向に450メートルのところ) ロ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ハ 1と16を結ぶ直線上1から1,000メートルのところ ニ 7と16を結ぶ直線上7から1,300メートルのところ ホ 8と18を結ぶ直線上8から1,000メートルのところ ヘ 9と17を結ぶ直線上9から1,500メートルのところ ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ チ 11と12を結ぶ直線の中央のところ リ 13と12を結ぶ直線の中央のところ ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 でんぐさ漁業 とさかひり漁業 いじき漁業 ふりのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きな固定式刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北共第6号	九十九島漁業協同組合	長崎県 平戸市 田平町 地先	1 北緯33度18分54秒,東経129度36分30秒 2 北緯33度18分43秒,東経129度36分27秒 3 北緯33度18分49秒,東経129度36分16秒 4 北緯33度18分41秒,東経129度36分22秒 5 北緯33度18分40秒,東経129度35分58秒 6 北緯33度18分29秒,東経129度36分7秒 7 北緯33度18分14秒,東経129度35分30秒 8 北緯33度17分41秒,東経129度35分18秒 9 北緯33度17分9秒,東経129度30分43秒 10 北緯33度18分9秒,東経129度34分9秒 11 北緯33度18分50秒,東経129度31分55秒 12 北緯33度19分59秒,東経129度33分47秒 13 北緯33度19分52秒,東経129度32分41秒 14 北緯33度20分11秒,東経129度34分21秒 15 北緯33度20分9秒,東経129度32分29秒 16 北緯33度21分27秒,東経129度34分33秒 17 北緯33度21分33秒,東経129度34分14秒 18 北緯33度21分51秒,東経129度34分29秒 19 北緯33度22分15秒,東経129度34分6秒 20 北緯33度22分14秒,東経129度33分31秒 21 北緯33度22分27秒,東経129度33分48秒 22 北緯33度22分38秒,東経129度34分8秒 23 北緯33度22分50秒,東経129度33分44秒 24 北緯33度23分25秒,東経129度33分37秒 25 北緯33度22分50秒,東経129度34分39秒 26 北緯33度22分54秒,東経129度34分10秒 27 北緯33度23分4秒,東経129度35分40秒 28 北緯33度22分48秒,東経129度36分16秒 29 北緯33度22分35秒,東経129度37分6秒 30 北緯33度22分0秒,東経129度37分49秒 31 北緯33度21分55秒,東経129度37分27秒 32 北緯33度21分44秒,東経129度38分1秒 33 北緯33度21分54秒,東経129度34分27秒 34 北緯33度21分35秒,東経129度34分35秒 イ 北緯33度18分48秒,東経129度36分29秒 ロ 北緯33度18分45秒,東経129度36分19秒 ハ 北緯33度18分35秒,東経129度36分3秒 ニ 北緯33度17分58秒,東経129度35分24秒 ホ 北緯33度17分57秒,東経129度34分15秒 ヘ 北緯33度18分20秒,東経129度33分33秒 ト 北緯33度19分55秒,東経129度33分14秒 チ 北緯33度20分10秒,東経129度33分25秒 リ 北緯33度21分30秒,東経129度34分23秒 ヌ 北緯33度21分42秒,東経129度34分21秒 ル 北緯33度22分15秒,東経129度33分48秒 ラ 北緯33度22分21秒,東経129度33分57秒 ワ 北緯33度22分44秒,東経129度33分56秒 カ 北緯33度22分46秒,東経129度34分3秒 ヨ 北緯33度22分53秒,東経129度34分16秒 タ 北緯33度23分25秒,東経129度34分35秒 レ 北緯33度23分58秒,東経129度35分29秒 ソ 北緯33度23分8秒,東経129度36分43秒 ツ 北緯33度22分51秒,東経129度37分26秒 テ 北緯33度21分58秒,東経129度37分38秒 ナ 北緯33度21分52秒,東経129度34分24秒 ラ 北緯33度21分39秒,東経129度34分31秒	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市田平町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第9号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市志佐町地先	1 北緯33度21分13秒,東経129度41分52秒 2 北緯33度21分21秒,東経129度42分5秒 3 北緯33度20分58秒,東経129度42分45秒 4 北緯33度21分55秒,東経129度44分27秒 5 北緯33度24分36秒,東経129度43分38秒 6 北緯33度21分27秒,東経129度43分37秒 イ 北緯33度21分28秒,東経129度41分52秒 ロ 北緯33度21分28秒,東経129度41分51秒 ハ 北緯33度21分40秒,東経129度41分51秒 ニ 北緯33度21分40秒,東経129度41分44秒 ホ 北緯33度22分4秒,東経129度41分44秒 ヘ 北緯33度22分27秒,東経129度44分17秒 ト 北緯33度21分34秒,東経129度43分29秒 チ 北緯33度21分34秒,東経129度43分28秒 リ 北緯33度21分38秒,東経129度43分32秒 ヌ 北緯33度21分41秒,東経129度43分35秒 ル 北緯33度21分42秒,東経129度43分36秒 ヲ 北緯33度21分46秒,東経129度43分41秒 ワ 北緯33度21分50秒,東経129度43分47秒 カ 北緯33度21分49秒,東経129度43分49秒 コ 北緯33度21分44秒,東経129度43分43秒 タ 北緯33度21分40秒,東経129度43分38秒 シ 北緯33度21分38秒,東経129度43分35秒 ソ 北緯33度21分25秒,東経129度43分41秒 ツ 北緯33度21分29秒,東経129度43分41秒 ネ 北緯33度21分31秒,東経129度43分41秒 ナ 北緯33度21分34秒,東経129度43分45秒 ラ 北緯33度21分35秒,東経129度43分47秒 ム 北緯33度21分38秒,東経129度43分50秒 ユ 北緯33度21分40秒,東経129度43分52秒 ヨ 北緯33度21分42秒,東経129度43分50秒 ノ 北緯33度21分43秒,東経129度43分51秒 オ 北緯33度21分40秒,東経129度43分54秒 ク 北緯33度21分37秒,東経129度43分58秒 ヤ 北緯33度21分29秒,東経129度44分6秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、2、3の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、シの各点を順次結んでトに至る各直線によって囲まれた区域及びソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ホ、オ、ウ、ヤ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 松浦市志佐町白浜免字岸浜2086番2標識 2 同市同町西蛭子崎北端 3 同市同町柏崎北端 4 同市今福町松崎標識 5 同市鹿島町船唐津免辻の三本松 6 諺川港北防波堤灯台 イ 1から0度450メートルのところ ロ 1から357度451メートルのところ ハ 1から358度9分835メートルのところ ニ 1から346度50分856メートルのところ ホ 1から352度41分1.582メートルのところ ヘ 4と5を結ぶ直線上4から1,000メートルのところ ト 6から313度285メートルのところ チ 6から313.5度310メートルのところ リ 6から340.5度350メートルのところ ヌ 6から352.5度412メートルのところ ル 6から357度443メートルのところ ヲ 6から11度581メートルのところ ワ 6から20度747メートルのところ カ 6から24.5度720メートルのところ ヨ 6から17.5度544メートルのところ タ 6から4度395メートルのところ シ 6から351度336メートルのところ ソ 6から118度126メートルのところ ツ 6から58.5度126メートルのところ ネ 6から46度153メートルのところ ナ 6から45.5度300メートルのところ ラ 6から46.5度366メートルのところ ム 6から46度462メートルのところ ワ 6から45.5度558メートルのところ ホ 6から35.5度561メートルのところ ノ 6から36度603メートルのところ オ 6から47度588メートルのところ ク 6から61.5度612メートルのところ ヤ 6から85.5度756メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町志佐町諺川町今福町	
北共第10号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町地先	1 北緯33度21分55秒,東経129度44分27秒 2 北緯33度23分39秒,東経129度45分28秒 3 北緯33度24分4秒,東経129度46分28秒 4 北緯33度24分24秒,東経129度46分23秒 5 北緯33度24分53秒,東経129度47分48秒 6 北緯33度23分50秒,東経129度47分6秒 7 北緯33度20分25秒,東経129度47分27秒 8 北緯33度24分36秒,東経129度43分38秒 9 北緯33度22分18秒,東経129度47分19秒 10 北緯33度23分42秒,東経129度45分24秒 イ 北緯33度22分27秒,東経129度44分17秒 ロ 北緯33度23分18秒,東経129度45分57秒 ハ 北緯33度23分57秒,東経129度46分7秒 ニ 北緯33度24分39秒,東経129度47分6秒 ホ 北緯33度24分21秒,東経129度47分27秒 ヘ 北緯33度20分25秒,東経129度48分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町松崎標識 2 同市鹿島町三里免二島東端 3 同市今福町飛鳥免大飛鳥北西端 4 同市鹿島町三里免山島南東端 5 同市福島町鍋串免初崎鼻北西端 6 同市今福町飛鳥免大飛鳥東端 7 同市と佐賀県伊万里市山代町との最高高潮時海岸線における境界 8 松浦市鹿島町船唐津免辻の三本松 9 同市今福町北免中岩鼻標識 10 同市鹿島町三里免二島北端 イ 1と8を結ぶ直線上1から1,000メートルのところ ロ 2と9を結ぶ直線上2から1,000メートルのところ ハ 3と10を結ぶ直線上3から600メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上4から1,200メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業 いかかご漁業 (第三種共同漁業) ほら鯛付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町諺川町	

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
			ア 北緯33度23分48秒、東経129度43分35秒 カ 北緯33度23分33秒、東経129度44分40秒 コ 北緯33度24分49秒、東経129度46分59秒	ア 7から0度1,000メートルのところ カ 9から0度1,500メートルのところ チ 8から270度1,500メートルのところ リ 9と20を結ぶ直線上9から2,000メートルのところ ヌ 10から90度750メートルのところ ル 11と21を結ぶ直線上11から500メートルのところ ヲ 12と22を結ぶ直線上12から1,000メートルのところ							
北共第13号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 鷹島町 地先	1 北緯33度24分24秒、東経129度46分23秒 2 北緯33度24分27秒、東経129度46分17秒 3 北緯33度23分51秒、東経129度45分15秒 4 北緯33度24分25秒、東経129度44分40秒 5 北緯33度23分39秒、東経129度45分28秒 6 北緯33度24分4秒、東経129度46分28秒 7 北緯33度23分42秒、東経129度45分24秒 8 北緯33度22分18秒、東経129度47分19秒 9 北緯33度24分53秒、東経129度47分48秒 イ 北緯33度24分49秒、東経129度46分59秒 ロ 北緯33度23分33秒、東経129度44分40秒 ハ 北緯33度23分18秒、東経129度45分57秒 ニ 北緯33度23分57秒、東経129度46分7秒 ホ 北緯33度24分39秒、東経129度47分6秒	次のイ、2、3、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町三里免山島南東端 2 同市同町同免山島北端 3 同市同町同免二島北側沖の瀬北端 4 同市同町同免俵石ノ鼻標識 5 同市同町同免二島東端 6 同市今福町飛鳥島大飛鳥北西端 7 同市鷹島町三里免二島北端 8 同市今福町北免中岩鼻 9 同市福島町鍋串免初崎鼻 イ 1から50度1,200メートルのところ ロ 4から180度1,600メートルのところ ハ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ ニ 6と7を結ぶ直線上6から600メートルのところ ホ 1と9を結ぶ直線上1から1,200メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 福島町 松浦市 志佐町 調川町 今福町	
北共第14号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 大根坂 大二神島 小二神島 地先	1 北緯33度36分38秒、東経129度33分18秒 2 北緯33度36分34秒、東経129度33分30秒 3 北緯33度36分22秒、東経129度33分30秒 4 北緯33度36分13秒、東経129度33分9秒 5 北緯33度36分56秒、東経129度31分2秒 6 北緯33度37分13秒、東経129度31分46秒 イ 北緯33度36分54秒、東経129度33分18秒 ロ 北緯33度36分34秒、東経129度33分50秒 ハ 北緯33度36分11秒、東経129度33分44秒 ニ 北緯33度35分57秒、東経129度33分9秒 ホ 北緯33度36分39秒、東経129度31分2秒 ヘ 北緯33度36分56秒、東経129度30分43秒 ト 北緯33度37分12秒、東経129度31分2秒 チ 北緯33度37分29秒、東経129度31分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大島村大根坂大二神島北端 2 同市同村大根坂大二神島北東端 3 同市同村大根坂大二神島南東端 4 同市同村大根坂大二神島南端 5 同市同村大根坂小二神島西端 6 同市同村大根坂小二神島カラト礁頂上 イ 1から0度500メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 3から135度500メートルのところ ニ 4から180度500メートルのところ ホ 5から180度500メートルのところ ヘ 5から270度500メートルのところ ト 5から0度500メートルのところ チ 6から0度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	
北共第15号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 地先	1 北緯33度30分38秒、東経129度33分24秒 2 北緯33度29分44秒、東経129度35分1秒 3 北緯33度28分53秒、東経129度34分32秒 4 北緯33度28分10秒、東経129度33分13秒 5 北緯33度28分32秒、東経129度32分2秒 6 北緯33度28分17秒、東経129度31分16秒 7 北緯33度28分18秒、東経129度29分48秒 8 北緯33度30分13秒、東経129度31分59秒 9 北緯33度28分29秒、東経129度33分19秒 10 北緯33度28分27秒、東経129度33分26秒 11 北緯33度29分2秒、東経129度31分44秒 12 北緯33度29分4秒、東経129度31分40秒 イ 北緯33度31分11秒、東経129度33分24秒 ロ 北緯33度30分7秒、東経129度35分28秒 ハ 北緯33度28分53秒、東経129度35分11秒 ニ 北緯33度27分37秒、東経129度33分13秒 ホ 北緯33度27分60秒、東経129度32分2秒 ヘ 北緯33度27分45秒、東経129度31分16秒 ト 北緯33度27分46秒、東経129度29分48秒 チ 北緯33度28分18秒、東経129度29分10秒 リ 北緯33度30分59秒、東経129度31分4秒 ヌ 北緯33度28分23秒、東経129度33分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、9、ヌ、10の各点を順次結んだ各直線、11、12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 平戸市大島村大根坂長崎鼻北端 2 同市同村西宇戸字大賀鼻 3 同市同村前平白崎鼻 4 同市同村前平水ノ浦鼻 5 同市同村前平高崎の鼻 6 同市同村戸田曲り鼻 7 同市同村戸田馬ノ頭鼻 8 同市同村の山川内シワエ 9 同市同村神の浦港西岸標識 10 同市同村神の浦港東防波堤付根 11 同市同村的山港東防波堤南側標識 12 同市同村的山港西防波堤西側標識 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から45度1,000メートルのところ ハ 3から90度1,000メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 5から180度1,000メートルのところ ヘ 6から180度1,000メートルのところ ト 7から180度1,000メートルのところ チ 7から270度1,000メートルのところ リ 8から315度2,000メートルのところ ヌ 9から175度180メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第16号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 度島 地先	1 北緯33度26分24秒、東経129度32分50秒 2 北緯33度27分15秒、東経129度31分51秒 3 北緯33度26分7秒、東経129度30分24秒 4 北緯33度25分28秒、東経129度30分24秒 5 北緯33度25分16秒、東経129度32分6秒 6 北緯33度22分41秒、東経129度27分50秒 7 北緯33度24分30秒、東経129度32分32秒 イ 北緯33度26分24秒、東経129度34分7秒 ロ 北緯33度27分29秒、東経129度32分50秒 ハ 北緯33度27分48秒、東経129度31分51秒 ニ 北緯33度26分42秒、東経129度29分43秒 ホ 北緯33度25分2秒、東経129度30分0秒 ヘ 北緯33度25分1秒、東経129度32分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んで イに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲 まれた区域 1 平戸市度島町崎瀬鼻東端 2 同市同町荒崎北端 3 同市同町観音崎北西端 4 同市同町大田崎南西端 5 同市同町横島南端 6 同市主師町平瀬頂上 7 同市大久保町さんしう瀬頂上 イ 1から90度2,000メートルのところ ロ 1から0度2,000メートルのところ ハ 2から0度1,000メートルのところ ニ 3から315度1,500メートルのところ ホ 4と6を結ぶ直線上4から1,000メートルのとこ ろ ヘ 5と7を結ぶ直線上5から500メートルのところ	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふりのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雌魚磯刺網漁業 雌魚小型定置漁業 雌魚底刺網漁業 雌魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	団体	平戸市 度島町	
北共第17号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大野町 明川内町 岩の上町 崎方町 浦の町 宮の町 田助町 大久保町 地先	1 北緯33度24分24秒、東経129度31分27秒 2 北緯33度24分30秒、東経129度32分32秒 3 北緯33度25分16秒、東経129度32分6秒 4 北緯33度24分33秒、東経129度33分18秒 5 北緯33度23分25秒、東経129度33分37秒 6 北緯33度22分50秒、東経129度33分44秒 7 北緯33度22分38秒、東経129度34分8秒 8 北緯33度22分27秒、東経129度33分48秒 9 北緯33度22分15秒、東経129度34分6秒 10 北緯33度22分14秒、東経129度33分31秒 11 北緯33度21分51秒、東経129度34分29秒 12 北緯33度21分27秒、東経129度34分33秒 13 北緯33度21分33秒、東経129度34分14秒 14 北緯33度20分9秒、東経129度32分29秒 15 北緯33度20分11秒、東経129度34分21秒 16 北緯33度22分21秒、東経129度33分27秒 イ 北緯33度24分45秒、東経129度31分16秒 ロ 北緯33度24分45秒、東経129度32分24秒 ハ 北緯33度25分8秒、東経129度33分59秒 ニ 北緯33度22分46秒、東経129度34分3秒 ホ 北緯33度22分44秒、東経129度33分56秒 ヘ 北緯33度22分21秒、東経129度33分57秒 ト 北緯33度22分15秒、東経129度33分46秒 チ 北緯33度21分42秒、東経129度34分21秒 リ 北緯33度21分30秒、東経129度34分23秒 又 北緯33度20分10秒、東経129度33分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、又、14 の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域 ただし、10と16の点を結んだ直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区域を除く 1 平戸市大久保町鼻ヅラ標識 2 同市同町さんしう瀬頂上 3 同市度島町横島南端 4 同市大久保町つり崎突端 5 同市同町田助灯台 6 同市同町焼場下標識 7 同市田平町野田免牛ヶ首突端 8 同市大久保町黒子島北東端 9 同市田平町野田免ハエ崎西端 10 同市岩の上町叶崎東端 11 同市田平町野田免餅ヶ崎南西端 12 同市同町小手田免浮津送電線下標識 13 同市岩の上町南竜崎北東端 14 同市大野町と同市大山町との最高高潮時海 岸線における境界 15 同市田平町下寺免瀬戸浦 16 同市平戸港北岸常灯の鼻東端 イ 1から335度700メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から500メートルのところ ハ 4から45度1,500メートルのところ ニ 7と5を結ぶ直線上7から275メートルのところ ホ 7と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 9と8を結ぶ直線の中央のところ ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ チ 11と13を結ぶ直線の中央のところ リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ 又 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふりのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雌魚磯刺網漁業 雌魚小型定置漁業 雌魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	団体	平戸市 新町 職人町 大久保町 (小川、 大久保、 中の原、 幸の浦、 田助在、 油水、 田の浦、曲り(薄香湾を のぞむ地区を除く)) 大野町 明川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮の町 魚の棚町 紺屋町 木引町 築地町 鏡川町 (西の久保) 岩の上町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第21号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 船木町 神ノ川町 前津吉町 神上町 東中山町 西中山町 地先	1 北緯33度14分6秒,東経129度28分43秒 2 北緯33度12分48秒,東経129度27分44秒 3 北緯33度11分14秒,東経129度25分20秒 イ 北緯33度13分32秒,東経129度29分25秒 ロ 北緯33度12分14秒,東経129度28分25秒 ハ 北緯33度10分31秒,東経129度25分50秒	次のイ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大川原町と同市船木町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市船木町待鹿鼻南端 3 同市西中山町と同市小田町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から134度1,500メートルのところ ロ 2から135度1,500メートルのところ ハ 3から150度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北共第22号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 前津吉町 下枯木島 地先	1 北緯33度12分30秒,東経129度30分20秒 2 北緯33度12分12秒,東経129度30分13秒 イ 北緯33度12分46秒,東経129度30分20秒 ロ 北緯33度12分12秒,東経129度29分46秒 ハ 北緯33度11分56秒,東経129度30分13秒 ニ 北緯33度12分12秒,東経129度30分32秒 ホ 北緯33度12分24秒,東経129度30分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市前津吉町下枯木島北端 2 同市同町同島灯台 イ 1から0度500メートルのところ ロ 2から270度700メートルのところ ハ 2から180度500メートルのところ ニ 2から90度500メートルのところ ホ 1から110度550メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北共第23号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 前津吉町 地先	1 北緯33度12分24秒,東経129度27分10秒 2 北緯33度12分12秒,東経129度30分13秒 イ 北緯33度10分52秒,東経129度29分7秒	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域 1 平戸市前津吉町坊山岬南東標識 2 同市同町下枯木島灯台 イ 1から133度の直線と2から215度の直線とが交わるところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 いせえび漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第27号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 神船町 港吉町 辻町 鮎川町 大佐志町 地先	1 北緯33度13分60秒、東経129度23分28秒 2 北緯33度14分55秒、東経129度24分19秒 3 北緯33度14分46秒、東経129度24分25秒 4 北緯33度14分24秒、東経129度24分29秒 5 北緯33度14分23秒、東経129度25分15秒 6 北緯33度14分28秒、東経129度25分23秒 7 北緯33度14分9秒、東経129度26分5秒 イ 北緯33度14分23秒、東経129度23分0秒 ロ 北緯33度15分4秒、東経129度23分17秒 ハ 北緯33度14分35秒、東経129度24分27秒 ニ 北緯33度14分25秒、東経129度25分19秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線、二から7に至る若宮浦における中央線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、古田川における河川との境界は恵比須橋下流端とする 1 平戸市大佐志町高岩 2 同市堤町真立島北端 3 同市同町同島南端 4 同市大佐志町黒崎鼻北端 5 同市神船町神船崎突端 6 同市猪渡谷町野崎突端 7 同市神船町と同市中津良町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から135度1,000メートルのところ ロ 2から280度1,650メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ニ 5と6を結ぶ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおりの漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ときかのり漁業 ひしき漁業 ひとえくさ漁業 ふりの漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 港吉町 栗中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 日代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北共第28号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 堤町 猪渡谷町 下中津良町 地先	1 北緯33度14分9秒、東経129度26分5秒 2 北緯33度14分26秒、東経129度23分23秒 3 北緯33度14分23秒、東経129度25分15秒 4 北緯33度14分26秒、東経129度24分25秒 5 北緯33度14分24秒、東経129度24分29秒 6 北緯33度14分55秒、東経129度24分19秒 7 北緯33度15分55秒、東経129度24分13秒 8 北緯33度16分43秒、東経129度24分21秒 9 北緯33度16分34秒、東経129度24分51秒 イ 北緯33度14分25秒、東経129度25分19秒 ロ 北緯33度14分35秒、東経129度24分27秒 ハ 北緯33度15分4秒、東経129度23分17秒 ニ 北緯33度15分55秒、東経129度23分35秒 ホ 北緯33度16分43秒、東経129度23分42秒 ヘ 北緯33度17分13秒、東経129度24分15秒	次の1からイに至る若宮浦における中央線、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市神船町と同市中津良町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市猪渡谷町野崎鼻突端 3 同市神船町神船崎突端 4 同市堤町真立島南端 5 同市大佐志町黒崎鼻北端 6 同市堤町真立島北端 7 同市同町長江鼻 8 同市同町大崎鼻 9 同市同町と同市飯良町との最高高潮時海岸線における境界 イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 6から280度1,650メートルのところ ニ 7から270度1,000メートルのところ ホ 8から270度1,000メートルのところ ヘ 9から322度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおりの漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ときかのり漁業 ひしき漁業 ひとえくさ漁業 ふりの漁業 まつりの漁業 みりん漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 いな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 堤町 猪渡谷町 上中津良町 下中津良町	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第18号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 大山町 川内町 中野大久保町 水垂町 地先	1 北緯33度20分9秒,東経129度32分29秒 2 北緯33度20分11秒,東経129度34分21秒 3 北緯33度19分52秒,東経129度32分41秒 4 北緯33度19分59秒,東経129度33分47秒 5 北緯33度18分41秒,東経129度31分55秒 イ 北緯33度20分10秒,東経129度33分25秒 ロ 北緯33度19分55秒,東経129度33分14秒 ハ 北緯33度18分41秒,東経129度32分53秒	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大野町と同市大山町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市田平町小手田免瀬戸浦 3 同市大山町大崎鼻東端 4 同市田平町下寺免青砂崎北西端 5 同市水垂町と同市宝亀町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5から90度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 ひとえぐさ ふのり もくろ わかめ あさり あわび さざえ とこぶし はまぐり うに たこ なまこ (第二種共同漁業) 雑魚機刺網 雑魚小型定置 雑魚かご	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	
北共第31号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 下中野町 主師町 地先	1 北緯33度21分18秒,東経129度26分6秒 2 北緯33度21分8秒,東経129度26分30秒 3 北緯33度22分41秒,東経129度27分50秒 4 北緯33度23分24秒,東経129度30分51秒 5 北緯33度22分54秒,東経129度31分0秒 6 北緯33度22分33秒,東経129度31分19秒 7 北緯33度21分14秒,東経129度31分12秒 イ 北緯33度21分13秒,東経129度26分18秒 ロ 北緯33度22分48秒,東経129度27分50秒 ハ 北緯33度23分5秒,東経129度29分37秒 ニ 北緯33度23分9秒,東経129度30分55秒 ホ 北緯33度23分0秒,東経129度31分8秒 ヘ 北緯33度22分33秒,東経129度31分27秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町南免瀬鼻東端 2 同市主師町呼崎北端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市大久保町長崎鼻西端 5 同市古江町横瀬頂上 6 同市同町早毛崎 7 同市同町と同市木引町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3から0度200メートルのところ ハ 4から253度2,000メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 5から45度273メートルのところ ヘ 6から90度182メートルのところ	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いな漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 主師町 坊方町	
北共第32号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 下中野町 主師町 地先	1 北緯33度21分18秒,東経129度26分6秒 2 北緯33度21分8秒,東経129度26分30秒 3 北緯33度22分41秒,東経129度27分50秒 4 北緯33度23分24秒,東経129度30分51秒 5 北緯33度22分54秒,東経129度31分0秒 6 北緯33度22分33秒,東経129度31分19秒 7 北緯33度21分14秒,東経129度31分12秒 イ 北緯33度21分13秒,東経129度26分18秒 ロ 北緯33度22分48秒,東経129度27分50秒 ハ 北緯33度23分5秒,東経129度29分37秒 ニ 北緯33度23分9秒,東経129度30分55秒 ホ 北緯33度23分0秒,東経129度31分8秒 ヘ 北緯33度22分33秒,東経129度31分27秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町南免瀬鼻東端 2 同市主師町呼崎北端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市大久保町長崎鼻西端 5 同市古江町横瀬頂上 6 同市同町早毛崎 7 同市同町と同市木引町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3から0度200メートルのところ ハ 4から253度2,000メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 5から45度273メートルのところ ヘ 6から90度182メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業 いせえび刺網漁業 雑魚かご漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 下中野町 主師町 川内町 坊方町	1. 平戸市生月町山田、館浦に住所を有する館浦漁業協同組合員の入漁を拒んではない
北共第19号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 宝亀町 大場町 迎紐差町 紐差町 大ヶ津町 大川原町 地先	1 北緯33度18分41秒,東経129度31分55秒 2 北緯33度16分17秒,東経129度30分16秒 3 北緯33度14分6秒,東経129度28分43秒 イ 北緯33度18分41秒,東経129度32分53秒 ロ 北緯33度16分17秒,東経129度31分14秒 ハ 北緯33度13分32秒,東経129度29分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市水垂町と同市宝亀町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大津町由戸鼻北東端 3 同市大川原町と同市船木町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から90度1,500メートルのところ ロ 2から90度1,500メートルのところ ハ 3から134度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業 きびな固定式刺網漁業 しらうお四手網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 紐差町 大川原町 大ヶ津町 宝亀町 迎紐差町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北共第20号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 大川原町 上枯木島 地先	1 北緯33度12分55秒,東経129度30分45秒 2 北緯33度12分30秒,東経129度30分20秒 イ 北緯33度12分55秒,東経129度31分4秒 ロ 北緯33度13分12秒,東経129度30分45秒 ハ 北緯33度12分55秒,東経129度30分26秒 ニ 北緯33度12分46秒,東経129度30分20秒 ホ 北緯33度12分24秒,東経129度30分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大川原町上枯木島北端 2 同市前津吉町下枯木島北端 イ 1から90度500メートルのところ ロ 1から0度500メートルのところ ハ 1から270度500メートルのところ ニ 2から0度500メートルのところ ホ 2から110度550メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 きびな固定式刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 紐差町 大川原町 木々津町 宝亀町 迎船差町
北共第24号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 小田町 野子町 志々伎町 早福町 地先	1 北緯33度11分14秒,東経129度25分20秒 2 北緯33度10分7秒,東経129度22分31秒 3 北緯33度10分44秒,東経129度19分56秒 4 北緯33度12分40秒,東経129度20分54秒 5 北緯33度13分40秒,東経129度22分57秒 6 北緯33度13分60秒,東経129度23分28秒 イ 北緯33度10分31秒,東経129度25分50秒 ロ 北緯33度9分35秒,東経129度22分31秒 ハ 北緯33度10分28秒,東経129度19分56秒 ニ 北緯33度10分44秒,東経129度19分37秒 ホ 北緯33度12分40秒,東経129度20分34秒 ヘ 北緯33度14分14秒,東経129度22分16秒 ト 北緯33度14分23秒,東経129度23分0秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市西中山町と平戸市小田町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市野子町志々伎崎南端 3 同市同町尾上島頂上 4 同市同町頭ヶ島西端 5 同市早福町初崎突端 6 同市大佐志町富岩 イ 1から150度1,500メートルのところ ロ 2から180度1,000メートルのところ ハ 3から180度500メートルのところ ニ 3から270度500メートルのところ ホ 4から270度500メートルのところ ヘ 5から315度1,500メートルのところ ト 6から315度1,000メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり おごのり かじめ てんぐさ ひじき ひとえぐさ ふのり みりん もずく わかめ あさり あわび かき さざ えとこぶしにないせえび うにえむしたこなまこ雑魚磯刺網雑魚小型定置00(第二種共同漁業)00000	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月62日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 早福町 石堂町
北共第26号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 早福町 阿値賀島 地先	1 北緯33度15分9秒,東経129度20分28秒 2 北緯33度15分6秒,東経129度20分17秒 3 北緯33度14分58秒,東経129度20分8秒 4 北緯33度14分21秒,東経129度20分18秒 5 北緯33度14分15秒,東経129度20分34秒 イ 北緯33度15分25秒,東経129度20分28秒 ロ 北緯33度15分20秒,東経129度20分7秒 ハ 北緯33度14分58秒,東経129度19分48秒 ニ 北緯33度14分21秒,東経129度19分58秒 ホ 北緯33度13分59秒,東経129度20分34秒 ヘ 北緯33度14分15秒,東経129度20分54秒 ト 北緯33度15分9秒,東経129度20分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市早福町上阿値賀島北端 2 同市同町同島山の北鼻北西端 3 同市同町同島西端 4 同市同町下阿値賀島西端 5 同市同町同島南東端 イ 1から0度500メートルのところ ロ 2から330度500メートルのところ ハ 3から270度500メートルのところ ニ 4から270度500メートルのところ ホ 5から180度500メートルのところ ヘ 5から90度500メートルのところ ト 1から90度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 みりん漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 早福町 志々伎町 小田町 野子町 石堂町
北共第34号	生月漁業協同組合 外1名	長崎県 平戸市 生月町 地先	1 北緯33度26分34秒,東経129度26分5秒 2 北緯33度26分43秒,東経129度26分27秒 3 北緯33度22分41秒,東経129度27分50秒 4 北緯33度21分18秒,東経129度26分6秒 5 北緯33度21分8秒,東経129度26分30秒 6 北緯33度20分49秒,東経129度26分14秒 7 北緯33度21分3秒,東経129度24分56秒 8 北緯33度21分38秒,東経129度23分51秒 9 北緯33度25分48秒,東経129度25分14秒 イ 北緯33度27分6秒,東経129度26分5秒 ロ 北緯33度27分47秒,東経129度27分54秒 ハ 北緯33度22分48秒,東経129度27分50秒 ニ 北緯33度21分13秒,東経129度26分18秒 ホ 北緯33度20分49秒,東経129度25分55秒 ヘ 北緯33度20分31秒,東経129度24分56秒 ト 北緯33度21分38秒,東経129度22分53秒 チ 北緯33度25分48秒,東経129度24分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町御崎大嶺鼻 2 同市同町御崎島北東端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市生月町南免瀬見鼻東端 5 同市春日町と同市主師町との最高高潮時海岸線における境界 6 同市同町磯浦上の鼻西端 7 同市生月町南免字荒崎 8 同市同町南免長瀬鼻 9 同市同町御崎団の山 イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から50度3,000メートルのところ ハ 3から0度200メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 6から270度500メートルのところ ヘ 7から180度1,000メートルのところ ト 8から270度1,500メートルのところ チ 9から270度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	平戸市 生月町

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第35号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 佐世保市 宇久町 地先	1 北緯33度16分19秒,東経129度9分25秒 2 北緯33度18分20秒,東経129度10分43秒 3 北緯33度18分19秒,東経129度7分34秒 4 北緯33度16分28秒,東経129度4分5秒 5 北緯33度15分33秒,東経129度3分28秒 6 北緯33度15分1秒,東経129度3分33秒 7 北緯33度14分40秒,東経129度4分15秒 8 北緯33度14分4秒,東経129度5分39秒 9 北緯33度14分42秒,東経129度6分36秒 10 北緯33度15分9秒,東経129度7分58秒 11 北緯33度17分44秒,東経129度8分31秒 12 北緯33度15分35秒,東経129度4分23秒 イ 北緯33度15分51秒,東経129度9分43秒 ロ 北緯33度18分20秒,東経129度11分2秒 ハ 北緯33度18分37秒,東経129度10分42秒 ニ 北緯33度18分52秒,東経129度7分34秒 ホ 北緯33度16分59秒,東経129度3分54秒 ヘ 北緯33度15分33秒,東経129度2分49秒 ト 北緯33度14分33秒,東経129度3分15秒 チ 北緯33度14分11秒,東経129度4分15秒 リ 北緯33度13分60秒,東経129度6分37秒 ヌ 北緯33度14分32秒,東経129度8分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、8、リ、ヌの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市宇久町平崎鼻東端 2 同市同町平沖の瀬頂上 3 同市同町野方大坂地先沖対馬瀬北端 4 同市同町本飯良鴨瀬北東端 5 同市同町寺島ノリ瀬北西端 6 同市同町寺島移瀬西端 7 同市同町寺島割畑外鼻南端 8 同市同町神浦地先相瀬南端 9 同市同町神浦永手崎南端 10 同市同町小浜と同市同町平との最高高潮時海岸線における境界 11 同市同町平倉ノ鼻東端 12 同市同町本飯良厄神鼻西端 イ 11から1を見通す直線の延長線上1から1,000メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 2から0度500メートルのところ ニ 3から0度1,000メートルのところ ホ 12から4を見通す直線の延長線上4から1,000メートルのところ ヘ 5から270度1,000メートルのところ ト 6から北松浦郡小値賀町馬渡島目崎北端見通し線上6から1,000メートルのところ チ 7から180度900メートルのところ リ 9から180度1,300メートルのところ ヌ 10から153度20分1,300メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市 宇久町	
北共第36号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 佐世保市 宇久町 黒母瀬 地先	1 北緯33度14分29秒,東経129度11分9秒	次の1を中心とする半径900メートルの円周によって囲まれた区域 1 佐世保市宇久町黒母瀬灯台	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かじめ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市 宇久町	
北共第37号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 地先	1 北緯33度11分10秒,東経129度5分20秒 2 北緯33度9分15秒,東経129度0分25秒 3 北緯33度9分54秒,東経128度59分35秒 4 北緯33度11分11秒,東経128度58分44秒 5 北緯33度11分26秒,東経128度55分48秒 6 北緯33度9分14秒,東経128度54分14秒 7 北緯33度9分13秒,東経128度53分44秒 8 北緯33度8分56秒,東経128度53分19秒 9 北緯33度10分26秒,東経128度54分1秒 10 北緯33度12分32秒,東経128度55分47秒 11 北緯33度11分38秒,東経128度59分12秒 12 北緯33度12分47秒,東経129度0分52秒 13 北緯33度13分43秒,東経129度4分4秒 14 北緯33度13分34秒,東経129度7分47秒 15 北緯33度13分24秒,東経129度8分27秒 16 北緯33度11分40秒,東経129度8分32秒 17 北緯33度9分30秒,東経129度7分58秒 18 北緯33度9分46秒,東経129度7分27秒 19 北緯33度9分40秒,東経129度7分5秒 20 北緯33度9分51秒,東経129度6分46秒 21 北緯33度16分19秒,東経129度9分25秒 イ 北緯33度10分37秒,東経129度5分20秒 ロ 北緯33度9分6秒,東経129度0分25秒 ハ 北緯33度9分43秒,東経128度59分35秒 ニ 北緯33度10分38秒,東経128度58分44秒 ホ 北緯33度11分16秒,東経128度55分48秒 ヘ 北緯33度8分58秒,東経128度54分14秒 ト 北緯33度8分41秒,東経128度53分44秒 チ 北緯33度8分55秒,東経128度52分60秒 リ 北緯33度10分26秒,東経128度53分41秒 ヌ 北緯33度12分42秒,東経128度55分47秒 ル 北緯33度12分10秒,東経128度59分12秒 ヲ 北緯33度13分10秒,東経129度0分24秒 ワ 北緯33度14分2秒,東経129度4分4秒 カ 北緯33度14分32秒,東経129度8分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、の各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町前方郷柴木ねぼ島鼻突端 2 同郡同町大島郷地先黒瀬南端 3 同郡同町いけ島(ホゲ島)南端 4 同郡同町赤島郷赤島万瀬頂上 5 同郡同町倉島郷倉島南東端 6 同郡同町平島郷平島東端 7 同郡同町同郷同島西端 8 同郡同町同郷同島沖黒瀬頂上 9 同郡同町同郷美良島北西端 10 同郡同町笛吹郷シャクシ瀬頂上 11 同郡同町赤島郷赤島北端 12 同郡同町斑島郷斑島ト子リノ鼻北端 13 同郡同町納島郷ハダカ瀬頂上 14 同郡同町六島郷島帽子瀬頂上 15 同郡同町同郷大島東端 16 同郡同町野崎郷野崎島北ノ崎 17 同郡同町同郷同島ノツ瀬頂上 18 同郡同町同郷同島べん石 19 南松浦郡新上五島町津和崎北東端 20 同郡同町津和崎北端 21 佐世保市宇久町平崎鼻 イ 1から180度1,000メートルのところ ロ 2から180度300メートルのところ ハ 3から180度330メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 5から180度300メートルのところ ヘ 6から180度500メートルのところ ト 7から180度1,000メートルのところ チ 8から270度500メートルのところ リ 9から270度500メートルのところ ヌ 10から270度500メートルのところ ル 11から270度500メートルのところ ヲ 12から270度500メートルのところ ワ 13から270度500メートルのところ カ 14から270度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
			カ 北緯33度13分36秒、東経129度0′49″ ヨ 北緯33度14分6秒、東経129度7分47秒 ラ 北緯33度13分55秒、東経129度8分37秒 レ 北緯33度13分24秒、東経129度9分53秒 ノ 北緯33度11分40秒、東経129度9分30秒 ツ 北緯33度9分30秒、東経129度8分56秒 ネ 北緯33度8分57秒、東経129度7分58秒 ナ 北緯33度9分43秒、東経129度7分16秒 ラ 北緯33度10分24秒、東経129度6分46秒	メ 10から0度300メートルのところ リ 11から0度1,000メートルのところ ヲ 12から315度1,000メートルのところ ワ 13から0度600メートルのところ カ 14と13を結ぶ直線上14から1,500メートルの ところ ヨ 14から0度1,000メートルのところ タ 15と21を結ぶ直線上15から1,000メートルの ところ レ 15から90度1,000メートルのところ ソ 16から90度1,500メートルのところ ツ 17から90度1,500メートルのところ ネ 17から180度1,000メートルのところ ナ 18と19を結ぶ直線の中央のところ ラ 20から0度1,000メートルのところ							
北共第38号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 広曾根地先	1 北緯33度9分54秒、東経128度59分35秒 イ 北緯33度7分23秒、東経128度59分10秒	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町いけ島(ホケ島)南端 イ 1から188度30分4,700メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	
北共第39号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 平島地先	1 北緯33度9分13秒、東経128度53分44秒 イ 北緯33度8分41秒、東経128度53分44秒	次のイを中心とする半径1,000メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町平島西端 イ 1から180度1,000メートルのところ	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 (第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	
北共第40号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 白瀬地先	1 北緯33度10分59秒、東経128度48分13秒	次の1イを中心とする半径1,000メートルの円周によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町白瀬灯台	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 (第三種共同漁業) ぶり飼付漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	
北共第41号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 片曾根地先	1 北緯33度9分15秒、東経128度54分7秒 2 北緯33度9分60秒、東経128度54分15秒 イ 北緯33度13分55秒、東経128度54分59秒	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町平島郷平島頂上 2 同郡同町同郷美良島南東端 イ 1から2を見通した延長線上2から7,350メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	
北共第42号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 中瀬地先	1 北緯33度10分1秒、東経128度59分36秒 2 北緯33度13分11秒、東経129度8分2秒 3 北緯33度11分11秒、東経128度58分44秒 イ 北緯33度15分34秒、東経128度55分27秒	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町いけ島(ホケ島)北端 2 同郡同町大島郷六島南端 3 同郡同町赤島西端 イ 平戸市野子町志々伎山頂から2を見通す線と1から3を見通す線の延長線が交わる	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	
北共第43号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 地先	1 北緯33度48分4秒、東経129度40分26秒 2 北緯33度48分19秒、東経129度40分39秒 3 北緯33度48分18秒、東経129度40分17秒 4 北緯33度49分33秒、東経129度40分9秒 5 北緯33度52分22秒、東経129度40分55秒 6 北緯33度52分3秒、東経129度42分17秒 7 北緯33度51分1秒、東経129度43分30秒 8 北緯33度51分26秒、東経129度41分44秒 9 北緯33度51分21秒、東経129度41分32秒 ロ 北緯33度48分19秒、東経129度40分28秒 ハニ 北緯33度49分34秒、東経129度39分49秒 ヘニ 北緯33度49分34秒、東経129度38分51秒 ニ 北緯33度52分22秒、東経129度39分57秒 ホニ 北緯33度52分54秒、東経129度40分56秒 ヘニ 北緯33度52分35秒、東経129度42分17秒 ト 北緯33度51分49秒、東経129度43分30秒	次の1イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8と9を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 杵岐市勝本町立石西船フリヤ湾西岸標識 2 同市同町立石西船北西端(六郎瀬対峙) 3 同市郷ノ浦町里船かプロー瀬鼻北東端 4 同市勝本町本宮西船崎南端 5 同市同町辰ノ島若宮島中央高瀬岩北端 6 同市同町名島の東の島北西端 7 同市同町和同市芦辺町の最高高潮時海岸線における境界(烏帽子岩頂上) 8 同市同町東奥うの瀬防波堤付根標識 9 同市同町勝本浦小敷瀬防波堤付根 イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4から270度500メートルのところ ハ 4から270度2,000メートルのところ ニ 5から270度1,500メートルのところ ホ 5から0度1,000メートルのところ ヘ 6から0度1,000メートルのところ ト 7から0度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぎさ漁業 ふりの漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かさ漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 づに漁業 むむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚底刺網漁業 雑魚敷網漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月3				

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第45号	箱崎漁業協同組合	長崎県 杵岐市 芦辺町 箱崎 地先	1 北緯33度51分1秒,東経129度43分30秒 2 北緯33度50分48秒,東経129度46分5秒 3 北緯33度50分32秒,東経129度46分23秒 4 北緯33度48分45秒,東経129度45分54秒 5 北緯33度48分36秒,東経129度45分41秒 6 北緯33度48分16秒,東経129度45分42秒 7 北緯33度48分33秒,東経129度45分15秒 8 北緯33度48分23秒,東経129度45分16秒 イ 北緯33度51分49秒,東経129度43分30秒 ロ 北緯33度51分36秒,東経129度46分5秒 ハ 北緯33度50分32秒,東経129度47分21秒 ニ 北緯33度48分29秒,東経129度46分48秒 ホ 北緯33度48分26秒,東経129度45分42秒 ヘ 北緯33度48分29秒,東経129度45分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、の7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町と同市芦辺町との最高高潮時海岸線における境界(烏帽子岩頂上) 2 同市芦辺町箱崎諸津触赤瀬鼻中央突端 3 同市同町箱崎諸津触魚釣崎東端 4 同市同町瀬戸浦電神崎突端 5 同市同町瀬戸浦東鼻突端 6 同市同町芦辺浦東鼻突端 7 同市同町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 8 同市同町諸吉大石触宇東側472-12かねや別館前内防波堤北東端 イ 1から0度1,500メートルのところ ロ 2から0度1,500メートルのところ ハ 3から90度1,500メートルのところ ニ 4から110度1,500メートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 7と8を結ぶ直線上7から140メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚底刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	杵岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘/尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	1. 堀ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び杵岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共第44号	箱崎漁業協同組合 外2名	長崎県 杵岐市 芦辺町 火棚曾根 地先	1 北緯33度50分32秒,東経129度46分23秒 イ 北緯33度54分12秒,東経129度45分54秒	次のイを中心とする半径600メートルの円周によって囲まれた区域 1 杵岐市芦辺町箱崎諸津触魚釣崎東端 イ 1から353度55分6.790メートルのところ	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町 芦辺町	
北共第46号	杵岐東部漁業協同組合	長崎県 杵岐市 芦辺町 田河 及び 八幡浦 地先	1 北緯33度48分33秒,東経129度45分15秒 2 北緯33度48分23秒,東経129度45分16秒 3 北緯33度48分36秒,東経129度45分41秒 4 北緯33度48分16秒,東経129度45分42秒 5 北緯33度48分45秒,東経129度45分54秒 6 北緯33度47分18秒,東経129度47分58秒 7 北緯33度46分46秒,東経129度47分46秒 8 北緯33度46分48秒,東経129度45分53秒 9 北緯33度46分2秒,東経129度45分56秒 10 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 イ 北緯33度48分29秒,東経129度45分15秒 ロ 北緯33度48分26秒,東経129度45分42秒 ハ 北緯33度48分29秒,東経129度46分48秒 ニ 北緯33度47分59秒,東経129度47分58秒 ホ 北緯33度47分18秒,東経129度48分56秒 ヘ 北緯33度46分21秒,東経129度48分33秒 ト 北緯33度46分38秒,東経129度46分6秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市芦辺町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 2 同市同町諸吉大石触宇東側472-12かねや別館前内防波堤北東端 3 同市同町瀬戸浦東鼻突端 4 同市同町芦辺浦東鼻突端 5 同市同町瀬戸浦電神崎突端 6 同市同町八幡浦左京原突端 7 同市同町諸吉本村触長者原崎突端 8 同市同町諸吉二赤触前小島南東端 9 同市芦辺町と同市石田町との最高高潮時海岸線における境界 10 同市石田町山崎触伊佐島北西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5から110度1,500メートルのところ ニ 6から0度1,250メートルのところ ホ 6から90度1,500メートルのところ ヘ 7から123度1,440メートルのところ ト 8と10を結ぶ直線の中央のところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	杵岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘/尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	1. 堀ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共第53号	杵岐東部漁業協同組合	長崎県 杵岐市 芦辺町 名島 地先	1 北緯33度44分36秒,東経129度52分14秒 2 北緯33度44分4秒,東経129度51分34秒 3 北緯33度44分6秒,東経129度51分5秒 イ 北緯33度44分52秒,東経129度52分12秒 ロ 北緯33度44分38秒,東経129度52分33秒 ハ 北緯33度43分47秒,東経129度51分36秒 ニ 北緯33度44分4秒,東経129度50分35秒 ホ 北緯33度44分27秒,東経129度50分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市芦辺町名島三ツ瀬北端 2 同市同町前島(女亀島)南東端 3 同市同町平瀬頂上 イ 1から354度20分500メートルのところ ロ 1から84度20分490メートルのところ ハ 2から174度20分500メートルのところ ニ 3から264度20分780メートルのところ ホ 3から309度20分1,000メートルのところ	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	杵岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘/尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	1. 石田町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない
北共第54号	杵岐東部漁業協同組合 外1名	長崎県 杵岐市 芦辺町 名島 地先	1 北緯33度44分36秒,東経129度52分14秒 2 北緯33度44分6秒,東経129度51分5秒 イ 北緯33度45分17秒,東経129度53分9秒 ロ 北緯33度43分14秒,東経129度53分21秒 ハ 北緯33度42分59秒,東経129度50分11秒 ニ 北緯33度45分1秒,東経129度49分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市芦辺町名島三ツ瀬北端 2 同市同町平瀬頂上 イ 1から48度40分1,900メートルのところ ロ 1から145度30分3,060メートルのところ ハ 2から214度2,500メートルのところ ニ 2から314度30分2,420メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚機刺網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	杵岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘/尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く) 石田町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北共第55号	沓岐東部漁業協同組合外1名	長崎県 沓岐市 芦辺町 イズミ岩地先	1 北緯33度43分54秒,東経129度54分21秒 2 北緯33度43分57秒,東経129度55分6秒 3 北緯33度43分2秒,東経129度54分48秒 イ 北緯33度44分41秒,東経129度54分21秒 ロ 北緯33度43分57秒,東経129度55分26秒 ハ 北緯33度43分2秒,東経129度55分7秒 ニ 北緯33度42分45秒,東経129度54分48秒 ホ 北緯33度43分2秒,東経129度54分28秒 ヘ 北緯33度43分54秒,東経129度54分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 沓岐市芦辺町下イズミ岩頂上 2 同市同町上イズミ岩頂上 3 同市同町カブ瀬頂上 イ 1から0度1,450メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 3から90度500メートルのところ ニ 3から180度500メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 1から270度500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	沓岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く) 石田町	
北共第47号	石田町漁業協同組合	長崎県 沓岐市 石田町 地先	1 北緯33度46分2秒,東経129度45分56秒 2 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 3 北緯33度46分46秒,東経129度45分53秒 4 北緯33度46分46秒,東経129度47分46秒 5 北緯33度45分18秒,東経129度47分53秒 6 北緯33度44分29秒,東経129度47分22秒 7 北緯33度44分26秒,東経129度47分15秒 8 北緯33度43分47秒,東経129度45分28秒 9 北緯33度44分19秒,東経129度44分12秒 10 北緯33度44分13秒,東経129度44分19秒 11 北緯33度44分24秒,東経129度45分38秒 12 北緯33度44分23秒,東経129度45分15秒 イ 北緯33度46分38秒,東経129度46分6秒 ロ 北緯33度46分21秒,東経129度48分33秒 ハ 北緯33度45分18秒,東経129度48分32秒 ニ 北緯33度44分28秒,東経129度48分20秒 ホ 北緯33度43分38秒,東経129度47分15秒 ヘ 北緯33度43分21秒,東経129度45分28秒 ト 北緯33度43分16秒,東経129度45分26秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 沓岐市芦辺町と同市石田町の最高高潮時海岸線における境界 2 同市石田町山崎触伊佐島北西端 3 同市芦辺町諸吉ニ亦触前小島南東端 4 同市同町諸吉本村触長者原崎突端 5 同市石田町筒城仲触筒城崎北岬東端 6 同市同町筒城東触乙島東端 7 同市同町筒城東触乙島西端 8 同市同町妻ヶ島南端 9 同市同町久喜触と同市同町池田仲触との境界 10 同市同町久喜港外防波堤標識(防波堤平潮付根から北方防波堤沿いに15.8メートルのところ) 11 同市同町印通寺港東防波堤付根 12 同市同町印通寺港西防波堤付根 イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4から123度1,440メートルのところ ハ 5から90度1,000メートルのところ ニ 6から90度1,500メートルのところ ホ 7から180度1,500メートルのところ	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	沓岐市 石田町	1. 郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び沓岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共第48号	石田町漁業協同組合	長崎県 沓岐市 石田町 久喜触及び郷ノ浦町志原南触地先	1 北緯33度44分19秒,東経129度44分12秒 2 北緯33度43分26秒,東経129度43分40秒 3 北緯33度44分13秒,東経129度44分19秒 イ 北緯33度43分16秒,東経129度45分26秒 ロ 北緯33度42分54秒,東経129度44分19秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 沓岐市石田町久喜触と同市同町池田仲触との境界 2 同市郷ノ浦町志原南触と同市同町若松触との最高高潮時海岸線における境界 3 同市同町久喜港外防波堤標識(防波堤平潮付根から北方防波堤沿いに15.8メートルのところ) イ 1から3を通過して135度2,700メートルのところ ロ 2から135度1,500メートルのところ	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あまのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ひとえぐさ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	沓岐市 石田町 郷ノ浦町 志原南触	1. 郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び沓岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共第49号	石田町漁業協同組合	長崎県 沓岐市 石田町 久喜触及び郷ノ浦町志原南触地先	1 北緯33度44分19秒,東経129度44分12秒 2 北緯33度43分26秒,東経129度43分40秒 3 北緯33度44分13秒,東経129度44分19秒 イ 北緯33度43分16秒,東経129度45分26秒 ロ 北緯33度42分54秒,東経129度44分19秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 沓岐市石田町久喜触と同市同町池田仲触との境界 2 同市郷ノ浦町志原南触と同市同町若松触との最高高潮時海岸線における境界 3 同市同町久喜港外防波堤標識(防波堤平潮付根から北方防波堤沿いに15.8メートルのところ) イ 1から3を通過して135度2,700メートルのところ	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚磯刺網漁業 雑魚小型定置漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	沓岐市 石田町	

[illegible]